令和３年定例会

環境生活農林水産常任委員会説明資料

◎　議案補充説明

1　議案第 23 号　性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　議案第 55 号　第３次三重県男女共同参画基本計画の策定について ・・・・・・・4
3　議案第 24 号　三重県交通安全条例案について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
4　議案第 34 号　三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
5　議案第 35 号　地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
6　議案第 36 号　地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
7　議案第 37 号　みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案について ・・・13

◎　所管事項説明

1　三重県パートナーシップ宣誓制度（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2　第３次三重県男女共同参画基本計画　第一期実施計画（最終案）について・・・・34
3　三重県日本語教育推進計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
4　第 11 次三重県交通安全計画（中間案）について ・・・・・・・・・・・・・・・・・42
5　第３次三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす基本計画（中間案）について・・・・・45
6　環境施策に関する年次報告書等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
7　三重県地球温暖化対策総合計画（最終案）について・・・・・・・・・・・・・・・52
8　第９次水質総量削減に係る総量削減計画の策定について・・・・・・・・・・・・63
9　三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の運用状況について・・・・・・・・67
10　三重県循環型社会形成推進計画（最終案）について・・・・・・・・・・・・・・69
11　産業廃棄物税制度の検証について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
12　木曽岬町におけるヤード問題への取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・80
13　産業廃棄物の不適正処理事案の取組状況について ・・・・・・・・・・・・・・・85
14　「令和２年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて（環境生活部関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
15　令和元年度包括外部監査結果に対する対応結果について（環境生活部関係） ・・・93
16　各種審議会等の審議状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

別冊１　三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（案）
別冊２　第３次三重県男女共同参画基本計画　第一期実施計画（最終案）
別冊３　三重県日本語教育推進計画（案）
別冊４　第 11 次三重県交通安全計画（中間案）
別冊５　第３次三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす基本計画(中間案)
別冊６　令和２（2020）年度版　三重県サステナビリティレポート
別冊７　三重県地球温暖化対策総合計画（最終案）
別冊８　三重県循環型社会形成推進計画（最終案）

令和３年３月 12 日

環境生活部

１　議案第 23 号　性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案について

１　趣旨

県では、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざし、取り組んでいます。

このような中、性の多様性については、社会の理解不足による差別や偏見、また社会生活上の制約があるなどの問題があり、不安や課題を抱える方々がおられます。

そのため、性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを、地域社会全体で進めていくため、この条例を制定します。

２　構成

前文
第１条　目的
第２条　定義
第３条　基本理念
第４条（基本理念）
第５条　県の責務
第６条　市町の役割
第７条　教育に携わる者の役割
第８条　県民の役割
第９条　事業者の役割
第 10 条　基本計画
第 11 条　広報及び啓発
第 12 条　研修等の実施
第 13 条　教育の推進
第 14 条　相談への対応等
第 15 条　社会生活及び社会参加における対応
第 16 条　顕彰
附則

３　施行日

令和３年４月１日施行

４　今後の主な取組

（１）広報・啓発活動

県民の皆さんの条例への関心が高まるよう、条例周知のチラシや企業向けガイドラインを作成し、幅広く広報していくとともに、啓発イベントを実施するなど、理解促進に向けた取組を実施します。

（２）相談体制の充実（電話、ＳＮＳ相談）

県の相談窓口を新たに設置し、電話相談窓口の拡充、ＬＩＮＥ等ＳＮＳを活用した相談窓口の設置、相談員向け研修の開催など、相談対応の充実を図る取組を実施します。

（３）環境づくりに向けた取組

一人ひとりがいきいきと自分らしく生きられ、また地域で安心して生活できるよう、市町との会議の開催や企業・団体への働きかけなど、さまざまな主体と連携して環境づくりに努めていきます。

別紙

性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（案）の概要

前文

性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、条例制定した旨を明記

目的

条例は、性的指向及び性自認の多様性（性の多様性）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、
各主体の責務・役割を明らかにし、県の施策の基本となる事項を規定
性の多様性が理解され、全ての人の人権尊重、多様な生き方を認め合う社会の実現への寄与を目的

定義

性的指向･･･自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向
性自認･････自己の性別についての認識

基本理念

＜施策のあり方＞
性的指向、性自認にかかわらず、次のことができることを旨に推進
①人権尊重　②社会参画の保障と個性・能力発揮　③多様な生き方の選択

＜社会の共通認識として明示＞
①性の多様性を認め合う⇒性の多様性を理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけない
②表明は本人の自由　⇒カミングアウトの強制及び禁止はしてはいけない
③情報共有は同意が必要⇒本人の意に反して暴露（アウティング）してはいけない

責務・役割

県
市町
教育に携わる者
県民
事業者

県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務）
市町施策における必要な措置（努力義務）
教育活動での必要な措置（努力義務）
県民等は理解を深める（努力義務）
職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）

基本的施策

基本計画	三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告
広報・啓発	県民への広報・啓発活動
研修等の実施	県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）
教育の推進	学校教育　社会教育
相談への対応等	県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）
社会生活・社会参加における対応	安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）
顕彰	優良団体の顕彰

附則

社会情勢の変化等による見直し

２　議案第 55 号　第３次三重県男女共同参画基本計画の策定について

１　趣旨

三重県男女共同参画推進条例第８条第１項の規定により、平成 23 年３月に「第２次三重県男女共同参画基本計画（平成 29 年３月一部改定）」（以下「現計画」という。）を策定し、一人ひとりが性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

現計画が令和３年３月末で終了しますが、引き続き、施策を推進する必要があるため、「第３次三重県男女共同参画基本計画」（以下「次期計画」という。）を策定します。

パブリックコメント（令和２年 10 月 15 日～11 月 13 日）等を経て、令和３年１月に開催された環境生活農林水産常任委員会においてご説明した最終案に対するご意見や三重県男女共同参画審議会の答申をふまえ、次期計画案を策定しました。

２　概要（別紙）

（１）計画期間

令和３年度から令和 12 年度まで（10 年間）

（２）重点事項

本県の現状および国の「第５次男女共同参画基本計画」（令和２年 12 月閣議決定）等をふまえ、次の施策を重点事項として取組を進めます。

① あらゆる分野における女性活躍の推進

雇用等の分野に加え、自営業の場や地域において、女性がその個性と能力を発揮し、自分らしく生きることができるよう、環境の整備等に取り組みます。

② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

国の「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30％程度となるよう目指して取組を進める」との目標をふまえ、県の政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

③ 男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進

男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する理解が広がり、社会全体で取組が進むよう、意識の普及や教育等の取組を推進します。また、ＬＧＢＴ当事者等への相談対応等の支援を行います。

④ 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、避難所運営等の防災・減災活動において女性をはじめ多様な人々の視点が反映されるよう取り組みます。

⑤ 男女共同参画を阻害する暴力に対する取組

配偶者等からの暴力（ＤＶ）や性犯罪・性暴力をはじめとするあらゆる暴力等を許さないという意識の浸透を図るとともに、被害者等への相談・支援体制の充実を図ります。

（３）最終案からの修正点

令和３年１月に開催された環境生活農林水産常任委員会におけるご意見をふまえ、下線の記述を追記しました。（議案第 55 号 p42）

基本施策Ⅲ－Ⅰ（２）２）多様な主体の参画・活躍に向けた環境の整備

⑤性的指向・性自認に関わらず、誰もが安心して学び育ち、働き、地域に根ざし、人生を共にしたい人と暮らすことができる環境づくりに向けて、関係機関と連携し、合理的な配慮のもとに取組の推進を図ります。

別紙

第３次三重県男女共同参画基本計画（案）の概要

めざす姿　～男女共同参画社会の実現～

一人ひとりが性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う社会。

背景

・少子高齢化の進行　・人口減少社会の到来　・経済のグローバル化　・共働き世帯の増加　・世帯構成の変化
・女性の就業率の高まり　・価値観、ライフスタイルの多様化　・女性活躍の動きの拡大
・ダイバーシティ社会の実現　・国際的な動きへの対応～ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成　など

計画の期間

令和３（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間
※SDGs（持続可能な開発目標）の目標年とも整合

計画の位置づけ

○男女共同参画社会基本法（第十四条）
○女性活躍推進法（第六条）
○三重県男女共同参画推進条例（第八条）
○性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（第十条）

重点事項

①あらゆる分野における女性活躍の推進
・女性が個性と能力を発揮し自分らしく生きることができる環境の整備等
②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
・県の政策・方針決定過程への女性の参画推進
③男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進
・意識の普及や教育等の取組、LGBT当事者等への相談対応等の支援
④女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進
・防災分野への女性の参画拡大、防災・減災活動への多様な視点反映
⑤男女共同参画を阻害する暴力に対する取組
・あらゆる暴力等を許さない意識の浸透、相談・支援体制の充実

計画の構成

第１章　計画の基本的事項
１　計画策定の背景と主旨　２　計画の位置づけ
３　計画の期間

第２章　計画策定の方向性
１　国内外の情勢　２　三重県の動向
３　第２次三重県男女共同参画基本計画の総括　４　計画の目標

第３章　施策体系と施策内容
１　施策体系　２　計画の重点事項
３　計画の体系図　４　施策の内容
基本方向Ⅰ　職業生活における女性活躍の推進
Ⅰ－Ⅰ　雇用等における女性活躍の推進
Ⅰ－Ⅱ　自営業における女性活躍の推進
Ⅰ－Ⅲ　仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進
基本方向Ⅱ　男女共同参画を推進するための基盤の整備
Ⅱ－Ⅰ　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
Ⅱ－Ⅱ　男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
基本方向Ⅲ　誰もが安心して暮らせる環境の実現
Ⅲ－Ⅰ　多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備
Ⅲ－Ⅱ　家庭・地域における活動の推進と健康の支援
Ⅲ－Ⅲ　男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組

第４章　計画の推進

SDGsのゴールに寄与

ゴール５，10，17は計画全てに共通

３　議案第 24 号　三重県交通安全条例案について

１　趣旨

高齢社会の進行、交通安全施設の老朽化、先進安全運転技術等の普及など、交通を取り巻く情勢は日々変化しています。また、全国的には、子どもや高齢運転者に係る社会的影響の大きい交通事故が発生しています。

このような状況の下、交通事故の根絶のためには、県民一人ひとりが、何を為すべきかを主体的に考え、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践していこうとする高い交通安全意識を持つことが第一歩となります。

つきましては、県、市町、県民、事業者等が一体となり、交通安全対策に全力で取り組むことを決意し、誰もが暮らしやすい安全で安心な社会の実現をめざすため、「交通安全の保持に関する条例」（昭和 41 年三重県条例第 46 号）を全面改正し、この条例を制定します。

２　構成

（１）前文

（２）第１章　総則

第１条　目的
第２条　定義
第３条　県の責務
第４条　自動車等運転者の責務
第５条　自転車運転者の責務
第６条　歩行者の責務
第７条　市町の役割
第８条　県民の役割
第９条　事業者の役割
第 10 条　子ども等への配慮

（３）第２章　交通事故の防止を図るための基本的施策

第 11 条　道路交通環境の整備
第 12 条　交通安全教育の推進
第 13 条　外国人に対する交通安全に関する教育等
第 14 条　情報発信
第 15 条　広報及び啓発
第 16 条　高齢運転者の事故防止対策
第 17 条　交通事故被害者等への支援
第 18 条　飲酒運転の根絶
第 19 条　公共交通機関の利用促進
第 20 条　先進安全運転技術等への対応
第 21 条　表彰
第 22 条　交通安全運動
第 23 条　交通安全の日
第 24 条　交通死亡事故多発非常事態宣言等

（４）第３章　自転車損害賠償責任保険等への加入等
　　第 25 条　自転車損害賠償責任保険等への加入
　　第 26 条　自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等
（５）第４章　雑則
　　第 27 条　財政上の措置
（６）附則

３　施行日

公布の日（ただし、自転車損害賠償責任保険等への加入等部分（第３章）については、令和３年 10 月１日施行）

４　今後の取組

（１）広報啓発活動

従来の紙媒体による広報に加え、動画やＳＮＳ媒体等を用いた効果的な広報活動を実施します。

（２）キックオフイベントの開催

令和３年７月にキックオフイベントを開催し、県民の交通安全意識のさらなる高揚を図ります。

別紙

三重県交通安全条例案の概要

★三重県の特徴

前文

第１章　総則

第１条　目的
第２条　定義
第３条　県の責務
第４条　自動車等運転者の責務
第５条　自転車運転者の責務 ★
第６条　歩行者の責務 ★
第７条　市町の役割
第８条　県民の役割
第９条　事業者の役割
第 10 条　子ども等への配慮

第２章
交通事故の防止を図るための基本的施策

第 11 条　道路交通環境の整備
第 12 条　交通安全教育の推進
第 13 条　外国人に対する交通安全に関する教育等
第 14 条　情報発信
第 15 条　広報及び啓発
第 16 条　高齢運転者の事故防止対策
第 17 条　交通事故被害者等への支援 ★
第 18 条　飲酒運転の根絶
第 19 条　公共交通機関の利用促進
第 20 条　先進安全運転技術等への対応
第 21 条　表彰
第 22 条　交通安全運動
第 23 条　交通安全の日
第 24 条　交通死亡事故多発非常事態宣言等

第３章
自転車損害賠償責任保険等への加入等

第 25 条　自転車損害賠償責任保険等への加入 ★
第 26 条　自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等 ★

第４章　雑則

第 27 条　財政上の措置

附則

施行日：公布の日（ただし、第３章については、令和３年 10 月１日）

４　議案第 34 号　三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案について

１　趣旨

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）の一部改正に伴い、本条例の規定を整理します。

２　概要

（１）法人設立の認証申請等における公表および公衆の縦覧

市民によるチェック機能を向上させるため、公告またはインターネットの利用による公表および公衆の縦覧から、インターネットの利用等による公表および公衆の縦覧へと変更されたことから、規定を整理します。

（２）提出書類の削減

法人の事務負担を軽減するため、資産の譲渡等に係る事業の料金等を記載した書類の提出、ならびに役員報酬規程や職員給与規程が既に提出された内容から変更がない場合の提出がそれぞれ不要になったことから、規定を整理します。

（３）住所等の公表等の対象からの除外

法人の役員および社員の個人情報の保護を強化するため、個人の住所または居所に係る情報の公表や縦覧等が不要になったことから、規定を整理します。

３　施行日

令和３年６月９日から施行

５　議案第35号　地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

１　趣旨

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）および特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）の一部改正に鑑み、本条例の規定を整備します。

また、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正、特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、本条例の規定をそれぞれ整理します。

２　概要

（１）判定基準の変更

本条例において引用する地方税法に規定する寄附金を受け入れようとする特定非営利活動法人を指定するにあたり、その判定基準が変更されたことから、規定を整備します。

（２）規定の整理

地方税法の一部改正に伴う項ずれを整理するとともに、議案第34号と同様、書類の提出や住所等の公表等が不要になったことから、規定を整理します。

３　施行日

令和３年６月９日（第１条、第３条第１項および第４条第１項第４号ロについては公布の日）から施行

６　議案第36号　地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案について

１　趣旨

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、本条例の規定を整理します。

２　概要

本条例において引用する地方税法の一部改正に伴い項ずれが生じたため、規定を整理します。

３　施行日

公布の日から施行

7　議案第37号　みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案について

1　趣旨

みえ県民交流センターの施設運営の効率化を図るため、本条例の規定を整備します。

2　概要

みえ県民交流センターは、指定管理者制度を活用して管理運営を行っています。過去３年間の利用実績に基づいて開館日時変更の試行を行ったところ、予約受付時や試行時アンケート結果から変更に支障がないとわかりました。このため、令和４年度の次期指定期間から開館時間および休館日を次のとおり変更し、施設運営の最適化と、講座の充実、連携機会の創出、人材育成といった支援機能の向上を図ります。

【改正前】

平日	土・祝	日曜	休館日
9:00～22:00			年末年始

【改正後】

平日	土・祝	日曜	休館日
9:00～21:00	9:00～18:00		年末年始、知事が必要と認める日

3　施行日

令和４年４月１日から施行

１　三重県パートナーシップ宣誓制度（案）について

１　制度導入に向けて

パートナーシップ制度については、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案」第 15 条第３号および「第３次三重県男女共同参画基本計画案」の趣旨に基づき、男女共同参画基本計画の第一期実施計画において位置づけ、取り組んでいきます。

制度導入に向けて、これまでの先行自治体等への調査に加え、令和３年２月に県内市町会議を開催したほか、当事者支援団体等への聴取などを実施し、制度のあり方について検討し、制度要綱案（別冊１）をまとめました。

今後、年度内に要綱を整備し、それに基づき、制度周知、市町や民間団体のサービス適用拡充のための調整などをし、令和３年９月にパートナーシップ制度の運用を開始します。

２　制度のあり方

（１）目的・意義

現状において、以下の点から県として制度導入の目的および意義があると考えます。

① 条例案第 15 条第３号の趣旨および三重県男女共同参画基本計画案に基づく取組

・性的指向および性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりを進める。

② 制度の意義

・パートナーとの関係を公が認めることで、同性カップルなどの当事者等の安心感につながる。
・病院、住居などの生活面において、家族同様のサービスを受けられる可能性が広がる。
・同性カップルなど当事者にとっての選択肢の提供となる。
・制度による社会の理解促進につながる。

③ 県導入の意義

・県内であれば引っ越しても利用可能である（広域性）。
・県民であれば利用可能である（公平性）。

（２）調査聴取および市町会議等をふまえた制度検討

（詳細は別紙１－１～別紙１－３）

① 利用の意向について

・制度があることが重要である。
・（無料の）利用しやすい制度がよい。
・特に、医療、住居の場面での利用が望まれている。
・勤務などの実情をふまえ、一方が県内在住であれば利用できるとよい。
・性同一性障害の方、トランスジェンダーの方にとって、戸籍上の氏名だけはなく、社会生活での通称名で利用できるとよい。

② 利用環境について

・先行自治体である茨城県、群馬県では、県だけでなく市町も含めた公営住宅および公立病院での利用に加え、民間の拠点病院や、不動産協会を通じた利用が広がるよう努めている。
・その他民間サービスにおいては、携帯電話の家族割、航空会社のマイルなども受けられる可能性が広がっている。
・一方で、住宅ローンなど融資については、当事者カップル等のパートナーシップ宣誓だけでなく、渋谷区のような公正証書を提出する制度を要件にする場合があり、公正証書等の要不要などの条件は、経営判断によるところが大きいと考えられる。
・相続や配偶者控除等の税制など、国の制度によるものについては、自治体のパートナーシップ制度では対応できないものである。
・県内市町との意見交換の中では、既導入市（伊賀市、いなべ市）も適用の対象とし県全域での制度や相談体制の充実を望む意見や、県での交付（件数）に関して、該当の居住市町への情報提供を望む声があった。

（３）基本的な取組方針

「①仕組み（制度）」「②環境づくり（普及）」「③支援情報発信」を一体で取り組むことで、同性カップルなど当事者の安心した暮らしを支えることとします。

① 仕組み（制度導入）⇒パートナーシップ制度要綱
・パートナーとの関係を公が認める。
・県民がより利用しやすい制度内容とする。

② 広く利用できる環境づくり（普及）⇒サービス適用拡充の取組
・病院、住居など日常のニーズが高い場面をはじめ、県および市町、民間等協力団体のサービスの適用を順次広げていく。

③ 生活に役立つ支援情報発信（支援情報発信）⇒支援情報ハンドブックの作成
・相続の遺言、療養・看護など当事者カップル間の取り決め（契約、公正証書、私文書認証等）のひな型など、当事者がその実情に応じて活用できる生活に役立つ情報などを掲載したハンドブックを作成する。
・制度への民間等協力団体一覧について県ホームページ等で掲載する。

３　制度要綱案（別冊１）

基本的な考え方として、パートナーとの関係を公（県）が認め、県民が希望に応じてより利用しやすい内容とすることで、当事者カップル等の安心感につなげるものです。

以下、要綱案の概要およびその考え方です。

（１）制度の趣旨・定義（第１、２条）

同性カップルなど性的指向または性自認を理由に人生を共にしたい人と暮らすうえで生きづらさを感じている方々（一方または双方が性的少数者の方を対象。事実婚は対象外。）を対象に、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係（以下、「パートナーシップの関係」という。）である旨の宣誓（県への宣誓）に関して必要な事項を要綱で定める。

（２）宣誓の要件（第３条）

・パートナーシップの関係にあること。
・成年に達していること。
・現に婚姻していない、相手方以外の者とパートナーシップの関係でないこと。
・近親者でないこと。なお、パートナーシップの関係に基づいた養子縁組については、認めることとする。
・生活圏や転勤などによる別居もあることをふまえ、より多くの県民のための制度となるよう、どちらか一方の方が県民の場合とする。

（３）宣誓の方法・宣誓書受領証の交付（第４、５条　様式１～３号）

・制度の窓口は、県の制度であるため、個人情報の管理面などから県庁で一元的実施。
・２人で宣誓の届出（自筆）をする。個室等で職員が本人（２名）に直接確認する。
・要件を確認できる最低限の書類の提出（住民票（写し含む）、独身を証明する書類、本人確認ができる書類）。
・県から宣誓書受領証（知事名、カードサイズ）を２人に交付する。転入予定者は県内転入後に、交付。

（４）公正証書等受領証の申請および交付（第６条　様式４、５号）

・希望に応じてより広く制度を利用していただくため、加えて、公正証書等の提出を受けた場合においては、公正証書等受領証を交付する。
・公正証書等受領証交付は、必須項目（下記）を明記した合意契約公正証書または宣誓認証もしくは私文書認証を得た書面の添付が必要。

・相互の関係の確認および誓約　・婚姻等の禁止　・同居、協力および扶助の義務
・日常家事債務に関する責任　・療養看護に関する委任等
・当事者間における財産の帰属　・判断能力低下時の療養看護
・死後事務の委任等　・死亡による契約の終了
・合意による契約解除　・合意によらない契約解除　・契約解消時の財産分与

（５）通称名の使用（第７条）

・性同一性障害やトランスジェンダーの方などの希望に応じ、客観的な資料等で確認のうえ、戸籍上の氏名だけでなく、社会生活上、日常的に使用している氏名（通称名）も宣誓において使用可とする。使用した場合、受領証の裏面などに戸籍上の氏名を記載する。

（６）再交付、変更、返還、無効（第８～11 条　様式６～８号）

・再交付の手続きのほか、制度の有効性を担保するため、変更および返還の届出を義務付けるとともに、無効要件を規定する。
・氏名、住所の変更の場合は変更届を提出すること。
・次の場合は、返還届を提出すること。
　パートナーシップ関係の解消、県外への転出、一方が死亡
・宣誓書の内容に虚偽があった、または宣誓することができない事由が発生したときなどの場合には、既に交付した受領証を無効とする。無効となった交付番号をホームページに掲載する。

（７）事前調整、保存期間、個人情報管理（第 12～14 条）

・受領証の有効期限は設けず、宣誓書の保存期間は、県の最長年限（30 年）とする。
・県個人情報保護条例に基づく適正な管理および保管。

（８）県施策の推進等（第 15、16 条）

・パートナーシップの関係にある者に十分に配慮。
・制度の普及に向けた、市町、事業者および団体との連携協力。
・安心して暮らせるよう生活支援のための情報発信。

（９）施行日

令和３年９月１日

４　今後のスケジュール（案）

３月　制度要綱の整備

・市町への説明会

４月～７月目途

利用しやすい制度となり、地域での理解が広がるよう庁内外の調整・働きかけ、広報を実施

・県において、他の自治体の取組も参考に、パートナーに適用できる制度や行政サービスについて各部局と連携して検討

・市町会議を通じて、同様に適用の検討をしていただくよう市町に協力を依頼

・民間事業者（例：病院、不動産、保険、金融など）へのサービスの適用拡充に向けた協力を働きかけ

・各種広報媒体を活用した情報発信など県民向けに積極的な制度ＰＲ

８月　利用案内

・制度利用手引き、利用サービス一覧等のホームページ掲載

９月　運用開始（要綱施行）

・運用開始に合わせた生活支援情報ハンドブックの作成

別紙１－１

調査聴取及び市町会議等を踏まえた制度検討について

①全国の利用状況（令和 2 年 12 月 31 日時点　渋谷区・虹色ダイバーシティ調べによる）
1516 組（74 自治体）

茨城県（人口約 291 万人）　　36 組（令和元年７月開始）
大阪府（対象人口約 450 万人）58 組（令和２年１月開始）

参考：別紙１－２　自治体パートナーシップ制度についての調査

②主なパートナーシップ制度に関連する調査結果からの意向把握

（ア）LGBT 当事者アンケート調査（平成 27 年 10 月　NHK 全国調査による）

・同性間のパートナーシップ制度や結婚についての申請希望の意向は 8 割を超え、申請したい理由の上位（約 6 割～4 割の方が選択）は、多い順（複数回答）に以下のとおり。

１．医療を受ける際、家族と同等の扱いを受けたい
２．今後、法律上、家族として認めてほしいのでその第一歩
３．職場で家族手当・慶弔休暇・介護休暇など家族と同等の扱いを受けたい
４．ローンを同性カップルで組むことができない、遺族年金が受け取れないなど経済的な理由のため
５．相続の際、権利関係を明確にするため

（イ）千葉市パートナーシップ制度アンケート調査（2019 年 10 月）

・利用予定の内容の上位は、多い順（複数回答）に以下のとおり。

１．市立病院での利用　　(66.7%)
２．民間賃貸住宅への入居手続き　(29.2%)
３．市営住宅の申込　　(16.7%)
４．市立以外の病院　　(12.5%)
４．市営霊園の申込　　(12.5%)

上記以外の回答は、職場の結婚祝金、職場の介護関係休暇、携帯家族割、住宅ローン、施設利用など。

③ 当事者支援団体等の意見（2 月上旬）

当事者支援団体、有識者からいただいた制度に対する主な意見は以下のとおりです。

・制度があることが大きい（三重県に住んでいて守られていると感じる）。
・医療、住居に関しての行政サービスが適用されるように。適用されるサービスを一覧にしてほしい。
・公正証書が必須ではなく、（無料の）利用しやすい制度がよい。
・条例の趣旨から事実婚は対象とならないだろう。

・転勤などもあるため、いずれか一方が県内に住んでいれば利用できるようにしてほしい。
・通称名利用を可能にしてほしい。
・代理申請を可能にしてほしい。
・県庁以外でも交付してほしい。

④ 市町会議での意見（2 月 8 日全体会議、2 月 15 日及び 24 日作業部会）

制度の構築にあたって対象、手続き、市町の理解や周知普及などの課題ついて市町と共有を図るとともに、対応について意見交換をいたしました。

主な内容は以下のとおりです。

・制度については、既導入市（伊賀市、いなべ市）も適用対象としてほしい。
・宣誓方式と公正証書方式の併用は当事者の方が選択できるのはいい。
・パートナーシップ関係の解消があった場合に、市町が把握できるよう、返還届を受けた際、市町にも連絡を入れるなど連携が必要。
・県から市町へのサービス適用の連携協力要請にあたっては、一定の範囲を決めて行ってほしい。
・個人情報の観点から市町への情報提供は難しいかもしれないので、申請件数だけでも居住市町に情報提供をしてほしい。
・その他、制度内容とは違うが、県域での相談体制の充実が図られるとよい。

参考：別紙１－３　制度検討等にかかる論点及び対応について

⑤ 主な行政及び民間サービスについて

同性パートナーについて家族同様の扱いを受けられるサービスの主な事例は、以下のとおりです。

（ア）行政サービスの事例について

・伊賀市　　市民病院で家族同様の扱い
　　市営住宅への入居申込可能
　　職員共済会の結婚祝金、銀婚祝金、弔慰金を給付

・いなべ市　市営住宅の入居申込可能

・茨城県（44 市町村）　公営住宅 24
　　病院 28（臨床研修病院など中核となる病院）
　　不動産や生命保険など関係団体を通じて、会員企業等がパートナーを家族同様に取り扱うよう協力を依頼（チラシ配布）
　　※令和 2 年 10 月時点

・群馬県（35 市町村）　公営住宅 12、病院 35
　　※令和 3 年 1 月時点

（イ）民間サービスの事例について

・携帯電話サービスの家族割引
・航空会社マイル特典における家族同様の取扱い
・自動車保険の保険料割引で「本人・配偶者」限定が利用可能
・生命保険の死亡保険金の受取人に指定
・住宅ローンでの収入合算　など

（ウ）制度とのサービスの関係

導入自治体の状況からみますと、病院や不動産賃貸では、公正証書を必須としない宣誓方式で可能であり、携帯電話の家族割、航空会社のマイルなど、民間事業者のサービスも受けられる可能性は広がっています。一方で、住宅ローンなど融資については、渋谷区のような公正証書方式の制度を要件にする場合があり、公正証書の要不要などの条件は、経営判断によるところが大きいと考えられます。

また、相続や配偶者控除等の税制など、国の制度によるものについては、自治体のパートナーシップ制度では対応できないものです。例えば、遺言の作成や、生活に必要な事項を当事者カップル間で取り決め（契約）、公正証書の作成あるいは私文書認証にしておくことなどを、自治体として情報提供するなどの支援も重要と考えます。

別紙１－２

自治体パートナーシップ制度についての調査

自治体におけるパートナーシップ制度は、性の多様性に関する施策の一つで、自治体が同性カップルなどの当事者２人がパートナーであることを示す証書を発行する制度である。全国においては、70 超の自治体が導入し、多くは基礎自治体（市区町村）であるが、都道府県では、大阪府と茨城県が導入をしており、2020 年 12 月には群馬県で導入された。三重県内では、2016 年 4 月に伊賀市が導入し、2020 年 7 月にはいなべ市が導入している。

（1）主な導入自治体の状況

別表のとおり

（2） 制度のパターン

① **根拠**：条例、要綱
② **対象**：戸籍上同性、同性の２人、一方が性的マイノリティ、事実婚も含むか
③ **その他条件**：通常以下のとおり
- 在住（一方又は双方が当該自治体在住か、転入予定）
- 成年
- 配偶者・他のパートナーがいない
- 近親者でない

④ **必要な基本的な書類**
- 宣誓（宣誓書、パートナーシップ制度届出にあたっての確認書）
- 住民票の写し
- 戸籍謄本（独身証明）
- 本人確認書類

⑤ **公正証書（合意契約関係書類）の提出パターン（渋谷区、港区）**

合意契約関係書類を必要とするケース（有料）

◆ **渋谷区**　※運用としては②のみでいい。

① 任意後見契約公正証書
- 将来本人の判断能力が不十分になったときの自分の生活、療養看護および財産管理に関する事務についてあらかじめ任意後見受任者に代理権を付与する委任契約。これを互いに結んでおく。

② 合意契約公正証書
- 両当事者が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること
- 両当事者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと
- 他例示

療養看護に関する委任、日常家事債務に関する責任、契約解消時の財産関係の清算や慰謝料など

◆港区

① パートナー契約書（公正証書）もしくは、
② 公証人の認証を受けたパートナー契約書（私製）　私文書認証

必須項目
- 相互の関係の確認及び誓約
- 婚姻等の禁止
- 同居、協力及び扶助の義務
- 日常家事債務に関する責任
- 療養看護に関する委任等
- 当事者間における財産の帰属
- 判断能力低下時の療養看護
- 死後事務の委任等
- 死亡による契約の終了
- 合意による契約解除
- 合意によらない契約解除
- 契約解消時の財産分与

その他項目
- 共同生活費用の分担
- 養子縁組
- 子の教育監護
- 解除の効力
- 未成年者の子がいる場合の監護に関する事項の定め等
- 解釈の指針及び協議事項
- その他必要な事項

※渋谷区のように公正証書を必要書類とするかについては、「現実的にパートナーシップ証書は法的拘束力がないから、公正証書がいるのは仕方がない」という声もあれば、「婚姻届にお金がいらないのに、パートナーシップ証書発行に費用負担が伴うのは不平等であるため、公正証書を求めることには反対」という意見もある。

⑥ 必要書類の併用型

◆東京都中野区

(A) 宣誓に対して証書（受領証）を発行する簡易なもの
(B) 公正証書等（公正証書、宣誓認証、私文書認証のいずれか）を添付させ、証書（公正証書受領証）を発行するもの
(A) と (B) の２階建て、選べる制度を導入している。

・公正証書等受領の要件について必須項目を決めているわけではない。
・「パートナーシップ」、「互いの協力・共同生活費用分担」、「療養看護委任」、「財産管理委任」、「任意後見契約（公正証書）」、（その他委任）いずれかで交付

≪参考≫中野区の実績

	宣誓件数	うち公正証書等受領証も併せて交付した件数
H30 年度	21 件	4 件
H31 年度	28 件	1 件
R2 年度（1 月末）	18 件	2 件

⑦ 市町との関係（導入市町のある大阪府のケースから）

以下の点から制度のある市町は対象外としている。
・基礎自治体と広域自治体で、同じ制度が併存するのは、わかりにくいとの判断。
・基礎自治体における LGBT 支援という独自の施策の一環でなされたものであり、自主性を最大限尊重すべきとの判断。

主な自治体のパートナーシップ制度について

※把握できた範囲のものです。
2020年　ダイバーシティ社会推進課　調べ

別表

根拠	自治体名	開始時期	対象	発行する書類	提出物	関連する行政サービスなど（把握できた範囲で記入）	備考
ア　条例 ５自治体（令和3年1月15日時点）	渋谷区	2015.11	**戸籍上同性** **双方が区域に居住** 20歳以上 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外のパートナーがいないこと 近親者でない	**パートナーシップ証明書** ・・・パートナーシップの関係にあることを証します。	戸籍謄本 **公正証書** 本人確認できるもの提示	区営住宅・区民住宅入居申込可能 職員互助会祝い金支給	
	港区	2020.4	**性的指向又は性自認が理由に婚姻できない方（同性間、異性間）** **双方又は一方が区域に居住（転入予定）** **成年であること** 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと	**みなとマリアージュカード** ・・・パートナー契約書を取り交わしたことを確認しました。	**契約書（公正証書又は私文書認証を受けたもの）** 戸籍謄本 住民票の写し 本人確認書類	区民住宅入居申込可能 1500枚配った（宅建協会、医師会、私立学校など）　民間事業者は、各判断に委ねている。	
	総社市	2019.4	**性的マイノリティの方対象** 双方が区域に居住（転入予定） 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	パートナーシップ登録証明書 ・・・宣誓されたことを証します。	戸籍謄本 住民票の写し 本人確認書類	市営住宅入居可能	
	いなべ市	2020.7	**性的マイノリティの方対象** 双方が区域に居住（転入予定） 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	パートナーシップ登録証明書 ・・・宣誓されたことを証します。	戸籍謄本 住民票の写し 本人確認書類	市営住宅入居可能	
	豊島区	2019.4	**一方又は双方は性的マイノリティ** **双方が区域**に居住（転入予定） 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	パートナーシップ届受理証明書 パートナーシップ制度届受理証明書携帯用カード	戸籍抄本 住民票の写し 本人確認書類	（一）	

根拠	自治体名	開始時期	対象	発行する書類	提出物	関連する行政サービスなど（把握できた範囲で記入）	備考
イ　要綱 69自治体（令和3年1月15日時点）	世田谷区	2015.11	**性を同じくする２人** 双方が区域に居住（転入予定） 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	小型宣誓受領書	戸籍抄本 本人確認書類	区営住宅入居申込可能	
	伊賀市	2016.4	**同性の２人** 双方が区域に居住（転入予定） 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	受領書 （宣誓書の写し）	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	上野市民病院で家族同様の扱い 市営住宅への入居申込可能 職員共済会の結婚祝金、銀婚祝金、弔慰金を給付	
	茨城県	2019.7	**一方又は双方は性的マイノリティ** **双方が区域に居住（転入予定）** 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	受領書 受領カード	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	・公営住宅　２１ ・県立病院　１　市立病院1 ・民間病院（済生会、赤十字など）２６ ・不動産、宅建、生損保などチラシ配布	
	大阪府	2020.1	**一方又は双方は性的マイノリティ** 双方が区域に居住（転入予定） 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	受領書 （カード）	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	各市町村への働きかけ	**既設市町以外を対象**
	大阪市	2018.7	**一方又は双方は性的マイノリティ** 双方が区域に居住（転入予定） 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	受領書 （宣誓書の写し）	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	（一）市営住宅など	
	千葉市	2019.1	**パートナーシップを形成しようとする2人** 双方が区域に居住（転入予定） 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	証明書 証明カード	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	（一）	◆事実婚も対象

別紙１－３

制度検討等にかかる論点及び対応について

項目（論点）	制度内容（対応）	理由・考え方
1 制度の目的	同性カップルなどが性的指向及び性自認にかかわらず、地域に根ざし、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができるよう、県でパートナーシップ制度を導入し、市町や民間等と連携し、普及（行政サービスや民間サービスの適用拡充）に取り組んでいきます。	条例及び基本計画の趣旨に基づき環境づくりを進めるものです。
2 制度の対象	対象は、同性カップルなど性的指向又は性自認を理由に人生を共にしたい人と暮らすうえで、生きづらさを感じている方々（一方又は双方が性的少数者の方々）とします（事実婚は対象外）。	条例の趣旨から、事実婚は対象外とし、性の多様性を理由に希望される方は広く対象とします。
2－2 申請要件 居住地	いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は県内への転入を予定していること。	生活圏や転勤などによる別居もあることをふまえ、より多くの県民のための制度となるよう、どちらか一方の方が県民の場合とします。
その他の申請要件	・年齢は成人に達していること。 ・現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。 ・近親者でないこと。なお、パートナー関係に基づいた養子縁組については、認めることとする。	パートナー関係に基づいた養子縁組をされている方についても、制度があることで宣誓されたい方々もおられると考え、対象とします。
3 制度の窓口	県庁（ダイバーシティ社会推進課）で、一元的に受理し、交付します。	県の制度であるため、個人情報の管理面などから県庁で一元的に行います。
3－2 制度の種類 （申請）	宣誓方式と、公正証書方式の併用型とする。 宣誓書受領証を交付する。加えて、公正証書等の提出を受けた場合においては、公正証書等受領証を交付する。	希望に応じてより広く制度を利用していただくため併用型とします。
3－3 交付手続き 提出書類	・申請書、パートナーシップ制度届出にあたっての確認書、本人確認ができる書類、独身を証明する書類、住民票（写し含む）または住民基本台帳カード ・公正証書等受領証の交付にあたっては、該当の公正証書等の書類の添付	・要件を確認できる最低限の書類の提出を求めます。 ・公正証書等受領証交付は、港区の事例を参考に必須項目を明記した合意契約公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を得た書面であること。
通称使用 の可否	・戸籍氏名だけでなく、通称名も使用可とする。 ・（通称名を使用した場合においては、受領証の裏面などに戸籍上の氏名を記載する。）	性同一性障害やトランスジェンダーの方などで希望される方々がいます。
手数料	・無料	無料とします。
名称・発行形式	・名称は、「三重県パートナーシップ宣誓制度」を候補とする。 ・宣誓書受領証は携帯できるサイズを発行する。公正証書等受領証は必要な情報を記載したA4サイズとする。	宣誓（を証明する）制度として、それがわかる名称とします。 宣誓書受領証は、利便性を考え、携帯できるサイズとします。
届出の仕方	・2人で届出をする。（個室で職員の面前で行う）	県が本人（2名）に直接確認します。
3－4 宣誓書扱い 保存期間	・宣誓書は、30年保存とする。（受領証の有効期限はなし）	当事者の安心感のため、受領書の有効期限は設けないこととし、県文書の保存期間も最長年限とします。
氏名・住所変更	・氏名又は住所が変更した場合に届け出る仕組みとする。	制度の有効性を担保するため届け出を義務付けます。
パートナー解消 時の取扱い	・パートナー解消時に届け出る仕組みとする。	制度の有効性を担保するため届け出を義務付け、無効要件を規定します。
転出時の取扱い	・転出時に届け出る仕組みとする。	
パートナー死亡 時の返還	・死亡時に届け出る仕組みとする。	
無効となる宣誓	・宣誓書の内容に虚偽があったとき。宣誓することができない事由が発生したとき。このような場合は既に交付した受領証を無効とする。無効となった交付番号をホームページに掲載する。	
4 市町の適用関係	① 全県での統一的な制度（既導入市の市民も対象）は、県が導入します。 ② 制度の普及（制度が適用できるサービスの拡充）は、県と市町・民間等の連携で進めます。	導入2市は基本的に対象としてほしいとの意向があり、全県を対象にスタートさせます。
5 制度の周知・普及	・当事者等にとって利用しやすいものとしていくため、県・市町の行政サービスや、病院、不動産、保険、金融などの民間等へ協力の働きかけに努めます。 ・各種広報媒体の活用、市町等の協力など得ながら、積極的な制度PRに努めます。 ・十分に制度趣旨を理解すること、アウティングしないこと（個人情報保護の遵守）など、留意すべきことをしっかり周知します。 ・制度による受領証の交付とあわせて、公正証書や私文書認証などの仕組みの周知、啓発を図っていくことで、当事者カップル等の暮らしやすい環境づくりを進めていくことも考えられます。	
6 進め方	・制度構築にあたって、市町も参加する作業部会を設けご意見をいただきます。 ・制度運用に向けては、市町担当者への説明会を開催します。 ・行政サービスの適用について課題や対応について、作業部会や全体会議を通じて、一定整理します。 ・運用開始に向けて、県・市町の行政サービスや民間等協力団体の利用案内ができるよう努めていきます。 ・次年度以降、県と市町の連絡会議を、随時、開催します。	

制度検討等にかかる論点及び対応について

論点１　目的・効果

・利用できる選択肢（制度）があることで当事者の安心感や社会の理解につながるとの意見や、多くの導入要望がある一方で、社会の理解を進めることが先である、利用者数が少ないなどの慎重なご意見もある。取組にあたっては、当事者等の不安や課題への対応、社会に対する理解促進、県及び市町の施策のあり方、などをふまえ、検討をしていくことが重要である。

【考え方】

（1）自治体のパートナーシップ制度導入について

① パートナーシップ制度は、公がパートナーの関係を認めるものである。パートナー間の私的な合意契約であれば、公正証書を作成することで足りるが、自治体が公にパートナーの関係を認める証書を発行することで、当事者にとっての心理的な肯定感や社会的な認知につながるものである。

② 住居、病院、保険などの生活環境において、自治体が発行するパートナーシップ証書で、家族同様の扱いが受けられる場合がある。

導入自治体では「公営住宅への入居条件の緩和」などを実施し、さらに病院などへ協力要請を行っている自治体もある。民間サービス（保険における家族同様の扱い、サービスの家族割引適用など）の適用については事業者の判断に委ねられるものの、制度を導入する自治体が増える中で、さらに広がる可能性がある。

③ パートナーシップ制度を利用したい方に選択肢を整備するものである。

④ 制度が広く理解、認知されることで、地域社会における同性パートナー等への理解が深まることにつながるものである。

（2）県での制度導入について

⑤ 広域性

県内であれば引っ越ししても対応ができる

⑥ 公平性

県民であれば申請ができ、県内で統一した制度が可能となる

上記の観点（①～⑥）や県内市町の導入状況（2 市）から、現段階において、県が導入することが望ましい。

（**参考**）74 自治体導入（令和３年１月 15 日時点）　人口カバー率 30%超える
うち 3 府県が導入済（茨城県、大阪府、群馬県）

【対応方向】

県の「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案」及び「第３次三重県男女共同参画基本計画案」の趣旨を踏まえ、基本計画の実施計画案に制度を明記し、同性カップルなどが性的指向及び性自認にかかわらず、地域に根ざし、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができるよう、県でパートナーシップ制度を導入し、市町や民間等と連携し、普及（行政サービスや民間サービスの適用拡充）に取り組んでいきます。

論点２　対象

・県内在住の同性カップルなどの当事者を対象とすることが考えられるが、パブリックコメントなどの意見では、事実婚を対象としてほしいとの声もある。ご意見もふまえつつ、統一的な制度としていく上で、県及び市町の施策の方向性や既に導入された市町の現行制度を確認しつつ、対象を検討する必要がある。

【考え方】

他自治体の事例（令和３年１月 15 日時点 74 団体）では、

対象として

戸籍上の同性	５団体
（戸籍問わず）同性	３団体
一方又は双方が性的マイノリティ	５２団体（伊賀市、いなべ市ほか）
事実婚も対象	１４団体

また、

居住要件として

いずれか一方が当該自治体内に居住	１９団体
双方が当該自治体内に居住	４７団体（伊賀市、いなべ市ほか）
双方が当該自治体内で同居	８団体

となっています。

性の多様性に関する社会の理解を広げ、性的指向及び性自認にかかわらず、地域に根ざし、安心して暮らすことができる環境づくりを進めるという、県が制定をめざす条例の趣旨や、既導入市の制度対象との整合性から、同性カップルのみではなく、性的指向又は性自認を理由に人生を共にしたい人と暮らすうえで、生きづらさを感じている方々を対象（一方又は双方が性的少数者の方々）とします。条例の趣旨等から、事実婚関係にある異性カップルは対象としません。

また、居住要件については、生活圏、転勤（単身赴任）など実態として、別居の場合もあることから、より多くの県民のための制度となるよう、どちらか一方の方が県民の場合とします。県の制度において、双方が同一市町に必ずしも居住していない場合でも認めていくことにするとすれば、生活圏が隣県にまたがるカップルの方も認めてもいいと考えます。

さらに、その他の要件については、他導入自治体の事例を参考とします。

【対応方向】

対象は、同性カップルなど性的指向又は性自認を理由に人生を共にしたい人と暮らすうえで、生きづらさを感じている方々（一方又は双方が性的少数者の方々）とします（事実婚は対象外）。

居住要件は、どちらか一方の方が県民の場合とし、転入予定も認めることとします。

・年齢は成人に達していること。
・現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。
・近親者でないこと。なお、パートナー関係に基づいた養子縁組については、認めることとする。

論点３　手続き（必要書類）

・「現実的にパートナーシップ証書は法的拘束力がないから、公正証書がいるのは仕方がない」という声もあれば、「婚姻届にお金がいらないのに、パートナーシップ証書発行に費用負担が伴うのは不平等であるため、公正証書を求めることには反対」という意見もある。中野区のように、住民票などの簡易な書類で申請する場合、さらに公正証書を提出する場合を住民が選択できる併用型もある。

・意見照会では、一部市町から、住民票などの簡易な書類で申請する場合が望ましいとの意見があった。統一的な制度としていく上で、多くの自治体同様に簡易な書類手続きとするのか、同性カップルの関係を法的に示すものとしての公正証書の有効性や、当事者の声も考慮しつつ、市町の考えを十分にお聴きし、検討する必要がある。

【考え方】

（1）制度の申請･交付窓口について

県が制度の窓口となります。県の担当課（環境生活部ダイバーシティ社会推進課）が申請受理及び確認、交付（証書の発行）業務を行います。県庁で一元的に受理し、交付します。

（2）制度の種類（提出書類）について

申請にあたっては、宣誓書類（申請書、パートナーシップ制度届出にあたっての確認書）に加え、①住民票などの簡易な書類を添付し申請する場合、②公正証書を必須とする場合、さらに③それらの併用型とする自治体があります。

他自治体の事例（令和３年１月 15 日時点 74 団体）では、

①簡易方式（標準的）７１団体　（伊賀市、いなべ市ほか）
- 宣誓（申請書、パートナーシップ制度届出にあたっての確認書）
- 住民票の写し
- 戸籍謄本（独身証明）
- 本人確認書類

②公正証書方式（一部自治体は上記に加えて）２団体※公正証書作成に費用負担が伴う
- 両者の関係の確認・宣誓や、共同生活における協力、費用負担の義務などを定めた契約書（公正証書又は私文書認証を受けたもの）

③併用型１団体（中野区）
- ①、②どちらにするか申請者が選択できる

となっています。

《参考》中野区の実績

	宣誓件数	うち公正証書等受領書も併せて交付した件数
H30 年度	21 件	4 件
H31 年度	28 件	1 件
R2 年度（1 月末）	18 件	2 件

導入自治体の状況からみますと、病院や不動産賃貸では、公正証書を必須としない宣誓方式で可能であり、携帯電話の家族割、航空会社のマイルなど、民間事業者のサービスも受けられる可能性は広がっています。一方で、住宅ローンなど融資については、渋谷区のような公正証書方式の制度を要件にする場合があり、公正証書の要不要などの条件は、経営判断によるところが大きいと考えられます。

希望に応じてより広く制度を利用していただくため併用型とします。

公正証書等の必要書類の要件については、書類の種類としては、公正証書、宣誓認証、私文書認証のいずれかとし、港区を参考とし、記載事項の項目の必須項目と任意項目を提示します。

さらに、公正証書や私文書認証などの仕組みの啓発を合わせて行うことも意義があると考えています。

(3) 交付手続き

交付にあたって、既導入市なども参考に、通称使用、手数料、制度名称・発行形式、届出の仕方などを定めておく必要があります。

性別違和を感じている方が、戸籍上の氏名に違和感がある場合に、性自認と同一であり社会生活上日常的に使用している氏名（通称名）の記載を可能な限り尊重します。

提出に必要な住民票の写しなどは自己負担になりますが、パートナーシップ制度の宣誓に関して県が交付する書類は、無料とします。

制度名称はわかりやすいもの、発行形式は携帯しやすいものを取り入れるなど、利便性を高めます。

届出の仕方は、公として本人同士（２人）が宣誓したことを確認するために、面前での届出とします。

(4) 宣誓関係書類の取扱

宣誓書類の保存期間は、30 年、10 年、要綱には定めがない自治体などさまざまです。伊賀市は要綱上、記載がなく、いなべ市は登録証明書の有効期間を５年としています。他府県の大阪府は記載がなく、茨城県・群馬県は 10 年です。茨城県では宣誓書の保存期間は 10 年ですが、交付する受領証の有効期限はありませんので、10 年後の再申請は必要ありません（紛失などによる再交付は除く）。

発行する受領書の有効期限を設けず、問い合わせがあることも想定されることから、文書の保存期間については、最長保存期間の 30 年とします。

また、有効期限がないため、氏名、住所の変更や、パートナー解消時、転出時、死亡時の取扱いについては、有効性を担保するため、届け出る仕組みとします。さらに、届け出がなくても、宣誓時の内容に虚偽があるなどの場合に、宣誓を無効とすることも考えます。

【対応方向】

＜窓口・手続き＞

・窓口は、県庁（ダイバーシティ社会推進課）で、一元的に受理し、交付します。
・申請は、宣誓方式と、公正証書方式の併用型とします。宣誓書受領証を交付します。
加えて、公正証書等の提出を受けた場合においては、公正証書等受領証を交付します。
・公正証書等受領証交付は、下記の必須項目を明記した合意契約公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を得た書面であることとします。

必須項目
- 相互の関係の確認及び誓約
- 同居、協力及び扶助の義務
- 療養看護に関する委任等
- 判断能力低下時の療養看護
- 死亡による契約の終了
- 合意によらない契約解除
- 婚姻等の禁止
- 日常家事債務に関する責任
- 当事者間における財産の帰属
- 死後事務の委任等
- 合意による契約解除
- 契約解消時の財産分与

その他項目（任意の項目）

・共同生活費用の分担　　・養子縁組
・子の教育監護　　・解除の効力
・未成年者の子がいる場合の監護に関する事項の定め等
・解釈の指針及び協議事項　　・その他必要な事項

・提出書類
・申請書、パートナーシップ制度届出にあたっての確認書、 本人確認ができる書類、 独身を証明する書類、住民票（写し含む）または住民基本台帳カード

・通称使用の可否
・戸籍氏名だけでなく、通称名も使用可とする。
・（通称名を使用した場合においては、受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載する。）

・手数料
・無料

・名称及び発行形式
・名称は、「三重県パートナーシップ宣誓制度」を候補とする。
・宣誓書受領証は、携帯できるサイズ（カード）とする。
・公正証書等受領証は、必要な情報を記載したＡ４サイズとする。

・届出の仕方
・２人で届出をする。

＜宣誓書類の扱い＞

宣誓書等の保存期間
・宣誓書は、30 年保存とする。

氏名及び住所の変更
・変更を届け出る仕組みとする。

パートナー解消時の取扱い
・パートナー解消時に届け出る仕組みとする。

転出時の取扱い
・転出時に届け出る仕組みとする。

パートナー死亡時の返還
・死亡時に届け出る仕組みとする。

宣誓の無効
・宣誓書の内容に虚偽があったとき。宣誓することができない事由が発生したとき。このような場合は既に交付した受領証を無効とする。無効となった交付番号をホームページに掲載する。

＜その他＞

制度による受領証の交付とともに、公正証書や私文書認証などの仕組みの周知、啓発を図っていくことで、当事者カップル等の暮らしやすい環境づくりを進めていくことも考えられます。

論点４　市町の適用関係

・大阪府の制度では、独自に導入している府内市町村を適用除外としている。一方で、県内で既に導入されている伊賀市、いなべ市からは、県で導入するのであれば、県の制度の対象外とするのではなく、関係性を一定保つことができるような検討が必要である、また県と市で同じ制度に合わせるなどの意見がある。
市町の適用範囲や連携などについて、県内市町の考えを十分にお聴きし、検討する必要がある。

【考え方】

大阪府では、聴取によれば市町村の自主的な施策の尊重、二重行政を避けるとの意味合いから、独自に導入している府内市町村の住民は府に申請できず、府の証書は発行されないことを要綱で定めています。一方で茨城県、群馬県では要綱上、そのような取扱いはありません(要綱上、県、市町村の両方の制度について、申請ができます)。

県内の既導入市からは、県の制度の対象外とするのではなく、関係性を一定保つことができるような検討が必要である、また県と市で同じ制度に合わせるなどの意見があります。

県としては、市町の自主的な施策を尊重しつつも、現段階の導入状況（2 市）から、広域性、公平性の観点で、導入自治体を除くということはせず、全県域を対象とする制度を基本とします。

県としては、全県での統一的な制度を導入し、普及（適用できるサービス拡充）は、県と市町・民間等の連携で行いたいと考えます。
（そのため、既導入市の市民も利用できます。）

【対応方向】

① 全県での統一的な制度（既導入市の市民も対象）は、県が導入します。
② 制度の普及（制度が適用できるサービスの拡充）は、県と市町・民間等の連携で進めます。

論点５　市町の理解

・市町の意見照会では、県が導入するのは望ましいとする一方で、県が導入する場合、市町にとっての課題・問題点があるかわからない、また想定される事務負担についてわからないという意見もあり、市町への十分な理解を得ていくことが必要である。
・例えば公営住宅の入居条件や公立病院への入院手続き等について、市町の実情に応じて対応いただくためにも、市町への十分な説明が重要である。

【考え方】

令和２年 10 月の市町意見照会では、県が導入するのは望ましいとする一方で、

・「市町において想定される事務負担がわからない」
・「住基の続柄の問題や、民間アパート等への入居受入、自治会への加入など大きな課題が想定される。」
・「導入後に町が当事者に支援できる具体的な取組内容（事務手続き、サービス）について提示、説明会（研修会）を実施してほしい。」
・「問題が発生した場合の対応について、どう対応するかが課題。」

などの、意見をいただいています。

また、制度の運用にあたっては、よりよい制度としていくため、県と市町が連携できるよう、市町のご理解とご協力が重要と考えています。

県の制度導入において、例えば、市町の関連事務の整理、運用にあたって市町の実情に応じた検討、調整（必要に応じて要領変更等）などのご協力をお願いしていきます。

【対応方向】

（上記のことから）

・制度構築にあたって、市町も参加する作業部会を設けご意見をいただきます。
・制度運用に向けては、市町担当者への説明会を開催します。
・行政サービスの適用にあたっての課題や対応について、作業部会や全体会議を通じて、一定整理します。
・運用開始に向けて、県・市町の行政サービスや民間等協力団体の利用案内ができるよう、努めていきます。
・次年度以降、県と市町の連絡会議を、随時、開催します。

論点６　周知・普及

・制度導入にあたっては、発行される証書に法的な効力がないものであるという制度の性格についての周知や、転入される場合なども含め、地域での理解が必要であるとの意見があり、制度の周知方法も含めた地域への理解促進の取組を検討していく必要がある。
・行政以外の生活サービスなどへの適用の普及についての検討も重要である。

【考え方】

（1）民間等への普及

当事者等にとって利用しやすいものとしていくためには、県・市町の行政サービスや、病院、不動産、保険、金融などの民間等のサービス適用の範囲が拡充されることが重要です。民間等への協力の働きかけをするとともに、協力団体等一覧を作成するなどし、情報発信にも努めます。

（2）県民向け制度ＰＲ

性が多様であることや、パートナーシップ制度への社会の理解を広げていく必要があり、各種広報媒体の活用、市町等の協力などを得ながら、積極的な制度ＰＲに努めます。

（3）制度周知にあたっての留意

・パートナーシップ制度の証書は、法的拘束力ないものであること
・アウティングしないこと（個人情報保護の遵守）
・十分に制度趣旨を理解すること

など、留意していただくべきことをしっかりと周知していく必要があります。

【対応方向】

・当事者等にとって利用しやすいものとしていくため、県・市町の行政サービスや、病院、不動産、保険、金融などの民間等へ協力の働きかけに努めます。
・各種広報媒体の活用、市町等の協力など得ながら、積極的な制度ＰＲに努めます。
・十分に制度趣旨を理解すること、アウティングしないこと（個人情報保護の遵守）、など、留意すべきことをしっかり周知します。

２　第３次三重県男女共同参画基本計画　第一期実施計画（最終案）について

１　検討状況

令和３年１月に開催された環境生活農林水産常任委員会で報告しました「第３次三重県男女共同参画基本計画　第一期実施計画」（中間案）について、２月 12 日に開催された三重県男女共同参画審議会における有識者等からのご意見をふまえ、最終案（別冊２）を取りまとめました。

２　概要

最終案の概要は別紙１、第３次基本計画の体系は別紙２のとおりです。

（１）計画期間

令和３年度から令和７年度まで（５年間）

（２）構成

○第１章　実施計画の策定にあたって
- 計画策定の趣旨
- 計画の概要

○第２章　基本施策ごとの施策の方向、施策および実施事業
- 特に関連するＳＤＧｓのゴール、基本計画におけるめざす姿
- 第２次三重県男女共同参画基本計画の総括
- 基本施策の指標
- 施策の方向、目標、施策、事業内容等

○第３章　計画の推進
- 施策の方向、施策、事業内容等

○参考資料　指標、目標項目、参考データの一覧

（３）中間案からの主な修正点

ア　目標値等の設定

国の「第５次男女共同参画基本計画」（令和２年 12 月閣議決定）や「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」をふまえ、基本施策ごとに指標・目標項目を定めるとともに、令和７年度の目標値を設定しました（基本施策の指標一覧は別紙３）。

なお、一部の指標・目標項目については、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」や他計画と目標年度を合わせており、当該目標年度以降の目標値は、第一期実施計画を中間年で改定するなどし、改めて設定を検討していきます。

イ　重点事項の推進

第３次基本計画で定めた重点事項について、第一期実施計画における主な取組や目標項目を一覧にしています（別冊２ ｐ５）。

ウ　「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案」に関する記載

当該条例案に基づく記載は、別冊２の網掛け部分です。

※この他、中間案からの修正箇所は、別冊２の下線部分。

３　今後の取組

今後開催する三重県男女共同参画推進会議（庁内会議）において、第一期実施計画を決定し、ホームページ等を通じて公表するとともに、市町等へ周知します。

別紙１

第3次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画(最終案)の概要

計画の期間

令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までの５年間（基本計画は令和３（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間）

計画策定の考え方

「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」（令和元年度実施）の結果や国の「第５次男女共同参画基本計画」（令和２年12月閣議決定）をふまえたうえで、未だ途上にある女性の参画・活躍の拡大に向けた取組や多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた事業等を具体的に位置づけ、性を理由として生じる様々な課題の解決を図っていきます。

計画の構成

第１章　第一期実施計画の策定にあたって（策定の趣旨、計画の概要、期間、進行管理について記載）
第２章　基本施策ごとの施策の方向、施策および実施事業
　（基本施策全体の指標および目標値を明示、「施策の方向」ごとに目標項目および目標値、具体的な事業内容を掲載）
第３章　計画の推進（「施策の方向」ごとに計画を推進するための具体的な事業内容を掲載）
参考資料　指標、目標項目、参考データの一覧

進行管理

・男女共同参画施策の実施状況について、毎年度、報告書を作成し、議会へ報告するとともに公表します。
・施策の進捗状況について、三重県男女共同参画審議会が各部局から聴き取りを行います。
・三重県男女共同参画審議会が施策の実施状況について評価を行うとともに、知事に対し提言を行います。

重点事項の推進

※第３次基本計画における重点事項を改めて掲載
①あらゆる分野における女性活躍の推進
②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
③男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進
④女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進
⑤男女共同参画を阻害する暴力に対する取組

別紙２

第３次三重県男女共同参画基本計画の体系

※下線部は「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画に位置づける項目

※★部分は「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づく計画に位置づける項目

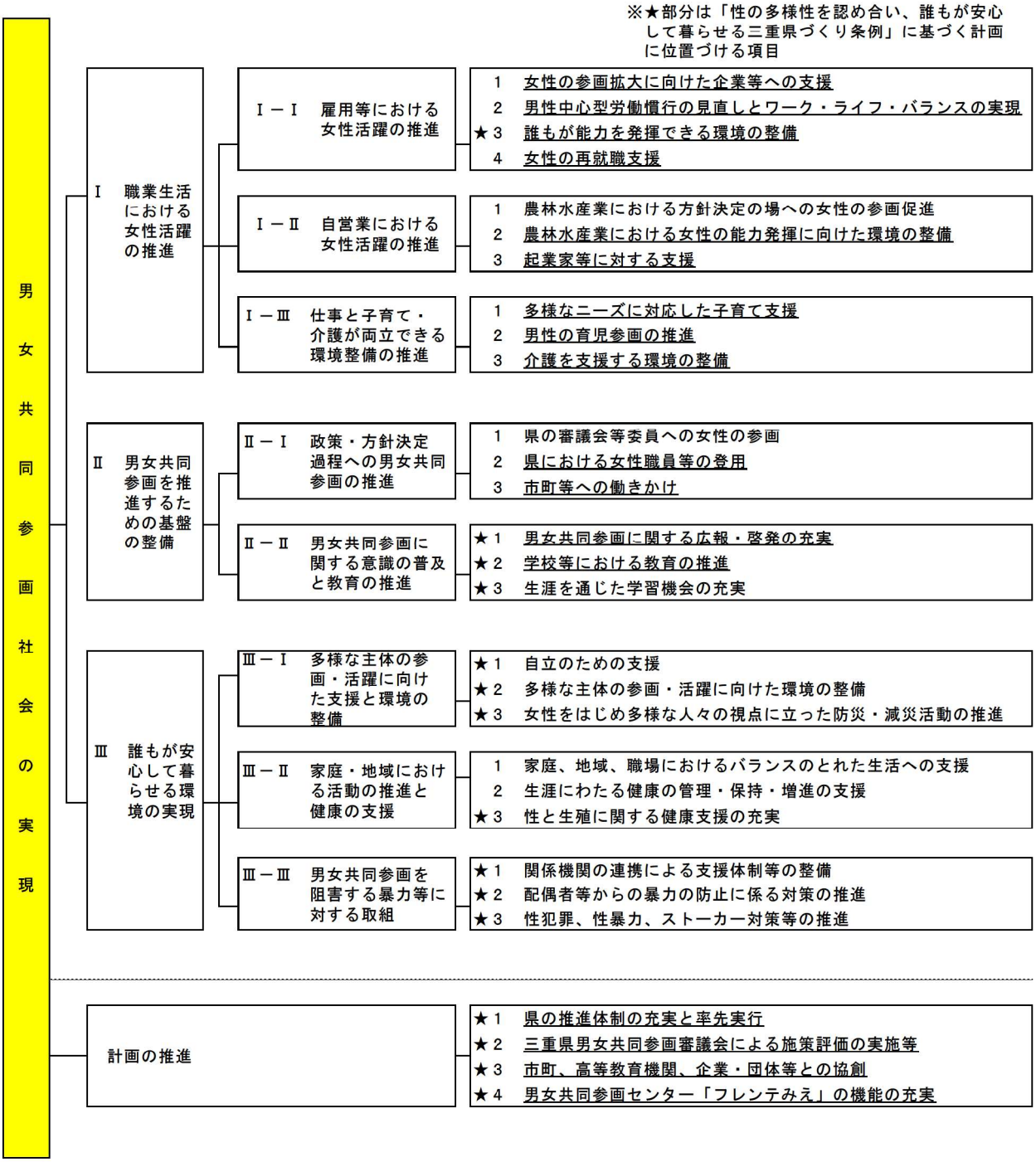

別紙３

第一期実施計画における基本施策の指標一覧

Ⅰ　職業生活における女性活躍の推進

Ⅰ－Ⅰ　雇用等における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和７年度）	担当部局
◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数	（令和元年度） 310団体	（令和５年度） 397団体	環境生活部

Ⅰ－Ⅱ　自営業における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和７年度）	担当部局
女性委員が任命されている農業委員会の割合	（令和元年度） 82.8%	100%	農林水産部

Ⅰ－Ⅲ　仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和７年度）	担当部局
◎保育所等の待機児童数	（令和元年度） 109人	0人	子ども・福祉部

Ⅱ　男女共同参画を推進するための基盤の整備

Ⅱ－Ⅰ　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和７年度）	担当部局
県・市町の審議会等における女性委員の割合	（令和元年度） 28.1%	31.2%	環境生活部

Ⅱ－Ⅱ　男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和７年度）	担当部局
◎性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合	（令和元年度） 23.3%	（令和５年度） 20.1%	環境生活部

Ⅲ　誰もが安心して暮らせる環境の実現

Ⅲ－Ⅰ　多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備

基本施策の指標	現状値	目標値（令和７年度）	担当部局
性の多様性に関する取組方針をもとに施策を推進する市町数	（令和２年度） 18市町	29市町	環境生活部

Ⅲ－Ⅱ　家庭・地域における活動の推進と健康の支援

基本施策の指標	現状値	目標値（令和７年度）	担当部局
自治会長の女性割合	（令和元年度） 4.5%	8.0%	環境生活部

Ⅲ－Ⅲ　男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組

基本施策の指標	現状値	目標値（令和７年度）	担当部局
「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の認知度	（令和元年度） 9.4%	（令和５年度） 30.0%	環境生活部

※◎は「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」における目標項目
　Ⅰ－ⅠおよびⅡ－Ⅱの目標値は、当該計画に合わせ、令和５年度の目標値を設定

３　三重県日本語教育推進計画（案）について

１　経緯

令和２年３月に「三重県多文化共生社会づくり指針（第２期)」を策定し、施策の「日本語によるコミュニケーションの支援」において、「地域における日本語教育の実態や課題を把握し、日本語教育に関する計画の策定等に取り組む」としています。

生活者としての外国人の日本語習得を支援するため、地域における日本語教育の体制づくりを総合的に行っていくにあたり、日本語教育の実態やニーズをふまえた「三重県日本語教育推進計画～生活者としての外国人の日本語習得に向けて～」（以下「推進計画」という。）を策定することとし、推進計画の案（別冊３）を取りまとめました。

なお、調査の実施や推進計画の作成にあたっては、総括コーディネーター（※）を中心に、有識者会議および調査ワーキングにおいて検討を重ねました。

本年３月中に推進計画の策定・公表を行います。

※　総括コーディネーターは、みえ外国人相談サポートセンター（MieCo　公益財団法人三重県国際交流財団に委託）に配置し、日本語教育推進の司令塔的役割を担っています。

２　概要

（１）対象期間

令和３年度から令和５年度まで（３年間）

（２）実態調査の結果にみる主な課題

・地域日本語教育に関する課題は多く、コーディネーター人材への期待や要望が大きい。
・県内29市町すべてに外国人住民が在住しているにもかかわらず、日本語教室の空白地域があるなど、学習を希望する人が日本語教育を受けられない状態にある。
・日本語教室の学習内容や使用教材が、教室の活動目的に必ずしも沿っていないように思われる。そのことが、教室運営を困難にしたり、熱意ある学習支援者に過度な負担となっていたりする可能性がある。
・学習環境や学習方法について、外国人住民への周知不足等により、学習を希望する人が十分に学習にアクセスできていない。
・従業員向けの日本語研修の開催に関心がある企業はあっても、開催に至っていなかったり、教え方に課題を抱えていたりする。
・セーフティーネットとなりえる日本語教室と行政、国際交流協会等との連携や、日本語教室同士の連携体制が不足している。
・日本語教師等の専門家を抱える日本語教育機関や高等教育機関と、日本語教室や企業、行政、国際交流協会等の連携体制があまりない。

（3）実施計画

① 目的・目標

国の文化審議会国語分科会 日本語教育小委員会の「生活者としての外国人に対する日本語教育の目的・目標」についての審議結果等を踏まえて設定します。

目的　「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活できるようになることを通して、多文化共生社会の実現に寄与すること。

目標
- 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、地域の人々との相互理解を図り、地域社会を共に築いていくこと。

② 基本的な方向

多文化共生を目的とする日本語教育体制の整備に向けて、３つの施策に沿った取組を行います。

施策１　日本語教育人材の充実

取組①　地域日本語教育コーディネーターの育成と活用促進

⇒日本語教室の開設・運営に関する個別課題を分析し、適切な教育プログラムを提案する地域日本語教育コーディネーターの育成や、モデル教室の実施等

取組②　日本語学習支援者のブラッシュアップ

⇒日本語学習支援者研修開催への支援

取組③　新しい日本語学習支援者の獲得

⇒幅広い年代が学習支援者として参加できるような体制の整備促進

取組④　日本語教師の活用に向けた検討

⇒日本語教育機関との連携や、日本語教師を活用した制度の設計

施策２　外国人住民のニーズや環境に応じた多様な日本語教育機会の創出

取組⑤　３つのニーズに応じた日本語教育体制の整備

⇒外国人住民が求める日本語教育を提供する体制の適正化

取組⑥　日本語教室の増設

⇒オンライン教室開催や新規教室開設への支援

取組⑦　子育て世代のための日本語教育

⇒小さな子どもとともに日本語を学べるような教育体制の提案

施策３　各主体および関係者とのネットワーク構築等

取組⑧　企業・日本語教育機関・高等教育機関との協力

⇒各主体との課題共有・連携・協力による日本語習得支援体制の構築

取組⑨　関係機関のネットワーク作り

⇒日本語教室、県、市町、国際交流協会のネットワーク化

取組⑩　やさしい日本語の普及

⇒「やさしい日本語」によるコミュニケーション促進

③ 推進体制

総括コーディネーターを配置し、各主体と連携を図りながら当計画の推進を図るとともに進行管理を行います。また、有識者等で構成する総合調整会議を立ち上げ、取組の進捗状況を報告するとともに、取組内容を適宜見直していきます。

3　今後の取組

令和３年度は、総括コーディネーターの指揮のもと、地域日本語教育コーディネーターを育成します。研修においては、日本語教室の運営を通じて、日本語教育に関する地域課題の分析から解決までを実践的に取り組みます。また、市町、国際交流協会、大学、企業、日本語教育機関、外国人住民の代表者等で構成する総合調整会議を立ち上げ、取組の内容を共有するとともに、以降の事業のあり方を検討していく予定です。

令和４年度以降は、総括コーディネーターの総合指揮のもと、地域日本語教育コーディネーターの活動を支援しつつ、各主体による日本語教室の新規開設を促進するなど、推進計画に基づく取組を進めてまいります。

４　第 11 次三重県交通安全計画（中間案）について

１　趣旨

交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第１項に基づき策定した「第 10 次三重県交通安全計画」の計画期間が、令和３年３月に終了することから、現在、国において作成が進められている「第 11 次交通安全基本計画（令和３～７年度)」の中間案や、３月に制定予定の「三重県交通安全条例」の理念をふまえ、「第 11 次三重県交通安全計画」（以下「計画」という。）の中間案（別冊４）を取りまとめました。

２　概要（別紙）

（１）計画期間

令和３年度から令和７年度まで（５年間）

（２）基本理念

○ 交通事故のない社会をめざして
○ 歩行者等を優先した交通安全思想
○ 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

（３）道路交通の安全についての対策

＜重視すべき視点＞	＜講じようとする施策＞
① 子どもおよび高齢者の安全確保	① 道路交通環境の整備
② 歩行者および自転車の安全確保	② 交通安全思想の普及徹底
③ 生活道路における安全確保	③ 安全運転の確保
④ 先端技術の活用推進	④ 車両の安全性の確保
⑤ 交通実態等をふまえたきめ細かな対策の推進	⑤ 道路交通秩序の維持
	⑥ 救助・救急活動の充実
⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進	⑦ 被害者支援の充実と推進
	⑧ 調査研究の充実

（４）目標の設定

関係機関・団体が連携し、県民・事業者等が一体となって、安全・安心な三重の実現に向けた取組を着実に推進するため、計画期間の目標を次のとおり設定します。

目標項目	目標値
交通事故死者数(24 時間死者数)	令和７年までに 55 人以下（※１）
交通事故重傷者数（※２）	令和７年までに 400 人以下

※１ 「みえ県民力ビジョン第三次行動計画」（令和２年度～令和５年度）おいては、令和５年度の目標値を 60 人以下としています。

※２ 交通事故によって負傷し、１か月(30 日)以上の治療を要する人

３　今後のスケジュール（案）

３月～４月　パブリックコメント

５月　三重県交通安全対策会議幹事会(最終案の検討)

６月　環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）

７月　三重県交通安全対策会議(計画の策定)

第 11 次三重県交通安全計画（中間案）の概要

計画の理念

○ 計画期間　令和３年度～令和７年度（５年間）
○ 基本理念（抜粋）
・交通事故のない社会をめざして　・歩行者等を優先した交通安全思想
・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
１ 交通社会を構成する三要素（人・交通機関・交通環境）に係る安全対策
２ これからの５年間（計画期間）において特に注視すべき事項
（１）人手不足への対応　（２）先進技術導入への対応　など
３ 横断的に重要な事項
（１）救急救助活動および被害者支援の充実
（２）参加・協働型の交通安全活動の推進　など

目標の設定

計画期間における目標を設定し、その達成に向けて取り組む。

【道路交通の安全】
１ 交通事故死者数
７３人（Ｒ２年）　→　５５人以下（Ｒ７年）
２ 交通事故重傷者数
４９１人（Ｒ２年）　→　４００人以下（Ｒ７年）

道路交通の安全についての対策

Ⅰ　今後の道路交通安全対策を考える視点

・交通事故死者数全体の約５割を高齢者が占め、高い水準となっている。
・従来の交通安全対策を基本としつつ、社会情勢、交通情勢の変化等に対応した、より効果的な対策への改善、有効な施策を推進する。

＜重視すべき視点＞
（１）子どもおよび高齢者の安全確保
・子どもが集団で移動する経路等において、安全・安心な歩行空間の整備を推進
・高齢者は交通安全対策に加えて、免許証返納後の移動を支える取組を推進
（２）歩行者および自転車の安全確保
・横断歩行者が関係する事故を減少させるため、歩行者保護の気運醸成
・歩きスマホ等の注意力が散漫となる行為を慎むなど、ルール遵守の気運醸成
（３）生活道路における安全確保
（４）先端技術の活用推進
・サポカーの普及、自動運転の実用化に向けた取組等により安全の確保を実現
（５）交通実態等をふまえたきめ細かな対策の推進
（６）地域が一体となった交通安全対策の推進
・それぞれの地域における行政、関係団体、住民等の協働により、地域に根ざした交通安全における課題解決が一層重要

三重県独自の視点

Ⅱ　講じようとする施策

１ 道路交通環境の整備
・生活道路等における歩行者等を優先した安全・安心な歩行空間の整備
・高齢者等の移動手段の確保・充実（新）
２ 交通安全思想の普及徹底
・高齢者に対する交通安全教育の推進
・横断歩行者の安全確保（新）
３ 安全運転の確保
・飲酒運転防止対策の充実
・運転者の健康起因事故防止対策の推進（脳 MRI 検診等）
４ 車両の安全性の確保
・自動運転車の安全対策・活用の推進（新）
５ 道路交通秩序の維持
６ 救助・救急活動の充実
７ 被害者支援の充実と推進
・自転車損害賠償責任保険等への加入促進
８ 調査研究の充実

三重県独自の項目
三重県独自の項目

～交通事故ゼロ、飲酒運転０（ゼロ）をめざす安全なまちづくり～

別紙

【所管事項説明】

5　第３次三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす基本計画（中間案）について

１　趣旨

三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす条例（平成 25 年三重県条例第 70 号）第６条の規定に基づき、第２次三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす基本計画の計画期間が令和２年度で終了することから、三重県警察本部や公益社団法人三重断酒新生会等で構成する「三重県交通対策協議会」に設置されている「飲酒運転０（ゼロ）をめざす部会」の各委員等からご意見をいただき、第３次三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす基本計画の中間案（別冊５）を取りまとめました。

２　概要（別紙）

（１）計画期間

令和３年度から令和７年度まで（５年間）

（２）基本方針

飲酒運転を根絶するため、２つの基本方針に則った取組を推進します。

ア　規範意識の定着

・飲酒運転防止のための取組

・教育機関等による教育

イ　再発防止

・飲酒運転の再発防止のための措置

・飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いがある者への対策

（３）目標の設定

関係機関・団体が連携し、県民の皆さんや事業者等が一体となって、飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、計画期間の目標を次のとおり設定します。

【基本目標】

目標項目	目標値
飲酒運転事故件数の減少	令和７年までに 18 件以下（※）

※「みえ県民力ビジョン第三次行動計画」（令和２年度～令和５年度）おいては、令和５年度の目標値を 23 件以下としています。

【活動目標】

目標項目	目標値
ハンドルキーパー推進店等の新規指定	年間 700 店以上の指定
企業等における社内教育の実施（新）	県内企業等において年間 1,500 回以上の社内教育の実施
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率	教科又は特別活動における教育を 100%実施
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率	講習等での教育を 100%実施
飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率	令和７年度までに 50%以上の受診率の達成

（４）飲酒運転防止のための取組

・飲酒運転防止意識の普及徹底

・広報啓発活動の推進

・事業者による取組

（５）教育機関等による教育

・段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

・運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

（６）飲酒運転再発防止のための措置

・飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

・飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

（７）飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いがある者への対策

・飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

・アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

（８）総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

・相談体制の確立、情報提供、推進運動の日、表彰

３　今後のスケジュール（案）

３～４月　パブリックコメント

５月　飲酒運転０（ゼロ）をめざす部会（最終案の検討）

６月　環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）

７月　計画の策定

別紙

「第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」中間案の概要

現状

県内の飲酒運転による人身事故発生件数は、平成19年9月から施行された改正道路交通法の罰則強化により減少し始め、令和元年は年間の発生件数が過去2番目に少ない36件（対前年比6件減少）で、死亡事故件数は、過去3番目に少ない2件（対前年比1件減少）となりました。
また、本県の飲酒運転事故件数を登録自動車10万台当たりで換算すると、直近5年連続して全国ベスト5位内であり、飲酒運転事故件数は全国を上回るペースで減少しています。

課題

飲酒運転の根絶に向けて、「規範意識の定着」「飲酒運転の再発防止」の観点から、関係機関・団体との連携を密にして、県民の皆さんに対する飲酒運転防止意識の普及徹底や、飲酒運転違反者の指定医療機関の受診率向上に係る取組を推進する必要があります。

◎計画期間 5年間（令和3年度～令和7年度）

【基本目標】飲酒運転による人身事故件数
令和7年までに18件以下

基本方針

規範意識の定着

1－1
飲酒運転防止のための取組
○ 県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識の定着を図るための教育、啓発活動の推進

1－2
教育機関等による教育
○ 教育機関等における発達段階に応じた飲酒運転防止教育の推進

再発防止

2－1
飲酒運転再発防止のための措置
○ 飲酒運転違反者に対する再発防止のための教育及び啓発活動の推進

2－2
飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策
○ 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務履行の促進、アルコール関連問題の知識の普及・啓発活動の推進

3
計画の推進
○ 県及び三重県交通対策協議会による推進体制の確立・連携

【活動目標】

① ハンドルキーパー推進店等の新規指定
年間700店（事業所）以上

② 企業等における社内教育の実施
年間1,500回以上【新】

③ 飲酒運転防止にかかる交通安全教育（教科又は特別活動等における教育）実施率
毎年100%実施

④ 各種交通安全講習等における飲酒運防止教育の実施率
毎年100%実施

⑤ 飲酒運転違反者の受診率
令和7年度までに50%以上

取組概要

1－1
飲酒運転防止のための取組
（1） 飲酒運転防止意識の普及徹底 ※社内教育の推進【新】
（2） 広報啓発活動の推進
（3） 事業所による取組

1－2
教育機関等による教育
（1） 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進
（2） 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

2－1
飲酒運転の再発防止のための措置
（1） 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動
（2） 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

2－2
飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策
（1） 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務 ※再勧告【新】
（2） アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

3
総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり
（1） 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進
（2） 相談体制の確立
（3） 情報提供
（4） 飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日（毎年12月1日）
（5） 表彰
（6） 年次報告

６　環境施策に関する年次報告書等について

１　三重県サステナビリティレポート

県内の環境の状況や環境の保全に関する県の施策等について、三重県環境基本条例第 10 条に基づく年次報告書として、「令和２年度　三重県サステナビリティレポート」（別冊６）を取りまとめました。

（１）概要

令和２年３月に改定した「三重県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）」では、持続可能な社会の実現に向け、ＳＤＧｓの考え方も取り入れ、協創を通じた分野横断的な取組を推進し、環境、経済、社会の統合的向上をめざすこととしています。

年次報告書については、新たな環境基本計画で重視する「持続可能性（サステナビリティ）」という考え方等をふまえ、従前の「環境白書」から「三重県サステナビリティレポート」に名称を改め、環境基本計画の施策ごとの成果やデータ等に加え、具体的な取組事例をとりまとめ、毎年、議会および三重県環境審議会に報告するとともに、県ホームページに公表します。

（２）構成

第１部　総説
第２部　三重県環境基本計画の各施策の取組
　Ⅰ　低炭素社会の構築
　Ⅱ　循環型社会の構築
　Ⅲ　自然共生社会の構築
　Ⅳ　生活環境保全の確保
　Ⅴ　共通基盤施策
第３部　参考資料
トピックス（取組事例の紹介）

（３）各施策の取組概要

Ⅰ　低炭素社会の構築

【令和元年度の主な取組】

温室効果ガスの排出を削減する「緩和」の取組を推進するとともに、気候変動影響に対する「適応」の理解を深めるための普及啓発等に取り組みました。また、令和元年 12 月に、2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「脱炭素宣言」を行いました。

【令和２年度以降の取組方向】

脱炭素社会の実現にオール三重で取り組む体制づくりを進めるとともに、これまでの緩和策にくわえて適応策を新たに盛り込んだ「三重県地球温暖化対策総合計画」（令和３（2021）年３月策定予定）にもとづき、地球温暖化対策の取組を推進します。

Ⅱ 循環型社会の構築

【令和元年度の主な取組】

廃棄物の３R（リデュース、リユース、リサイクル）や廃棄物の適正処理の推進に取り組むとともに、不適正処理の未然防止に取り組んできました。今後は、プラスチックごみ対策や食品ロス対策等の社会的課題に対して、さらなる取組を進めていく必要があります。

【令和２年度以降の取組方向】

県の廃棄物処理計画として位置づける「三重県循環型社会形成推進計画」（令和３（2021）年３月策定予定）にもとづき、引き続き、関係市町や事業者など多様な主体と連携しながら、持続可能な循環型社会の実現に向けた取組を推進していきます。

Ⅲ 自然共生社会の構築

【令和元年度の主な取組】

生物多様性の保全を推進するため、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況調査や保全活動を実施しました。また、自然環境保全活動者に対して事業者等がサポートする仕組みである「みえ生物多様性パートナーシップ協定」に基づく保全活動が進められています。

【令和２年度以降の取組方向】

「第３期みえ生物多様性推進プラン」に基づき、引き続き、希少野生動植物種の生息・生育状況調査や保全活動や、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の取組を進めるとともに、自然環境保全上重要な地域の明確化等に取り組んでいきます。

Ⅳ 生活環境保全の確保

【令和元年度の主な取組】

大気汚染の常時監視と河川・海域の水質調査を行い、大気・水環境は概ね良好であることを確認しています。海域、特に閉鎖性海域である伊勢湾では、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた水環境改善の取組を進めていく必要があります。

【令和２年度以降の取組方向】

引き続き、工場・事業場からの大気・水環境への負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図ります。また、「きれいで豊かな伊勢湾」の再生に向けて、関係部局と連携し、総合的な水質改善に取り組んでいきます。

２ サステナビリティ委員会

環境基本計画に基づく取組を着実に実施するため、学識経験者、県民、事業者、県等（別紙参照）で構成する「サステナビリティ委員会」を令和２年度に設置し、計画の進行管理を行っています（令和２年９月開催）。

委員会では、三重県サステナビリティレポートを活用しながら、県の取組に対し意見交換を行うとともに、委員から所属団体等における環境に関する取組をご紹介いただくなど、多様な主体が連携し、分野横断的な取組を推進していくこととしています。

３　今後の取組

三重県サステナビリティレポート（令和２年度版）については、令和３年３月中に、県のホームページ等において公開します。

また、サステナビリティ委員会については、来年度以降は、７月に前年度の取組状況の報告を、２月に次年度以降の取組方針の説明を行いながら、さまざまな主体との協創を通じた分野横断的な取組について検討を進めていきます。

（別紙） サステナビリティ委員会委員名簿

	区分	所属	役職	氏名
1	関係団体 学識経験者	三重県地球温暖化防止活動推進センター 三重大学	センター長 名誉教授	朴 恵淑
2	関係団体・ 事業者	中部 SDGs 推進センター	副代表理事	百瀬 則子
3	学識経験者	大阪産業大学 デザイン工学部	准教授	花嶋 温子
4	イノベーション 推進	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構（NEDO） 省エネルギー部	部長	吉岡 恒
5	事業者・ 業界団体	速水林業		川端 基洋
6	事業者・ 業界団体	三重県商工会議所連合会	専務理事	吉仲 繁樹
7	事業者・ 業界団体	四日市地域環境対策協議会		久本 哲也
8	市町	志摩市 政策推進部 SDGs 未来都市推進室	室長	加藤 行典
9	次世代人材	三重大学 ESD-SDGs クラブ	代表	小西 凌

幹事部局： 環境生活部（事務局）、農林水産部　　（令和３年１月現在）

7　三重県地球温暖化対策総合計画（最終案）について

1　経緯

三重県地球温暖化対策総合計画については、昨年 11 月に開催した三重県環境審議会での審議を経て中間案を策定し、12 月に開催された環境生活農林水産常任委員会においてご説明しました。

この中間案に対するパブリックコメント等で寄せられたご意見や、２月に開催した「三重県環境審議会三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）策定部会」での検討をふまえ、最終案（別冊７）を取りまとめました。

2　パブリックコメント等の状況

（１）パブリックコメント

① 実施期間　　令和２年 12 月 19 日～令和３年１月 19 日
② 寄せられた意見数　　22 件（２名）
③ 意見および対応状況　　別紙１

（２）市町意見照会

① 実施期間　　令和２年 12 月 17 日～令和３年１月 19 日
② 寄せられた意見数　　11 件（４市町）
③ 意見および対応状況　　別紙２

3　中間案からの主な変更点

・コラム（志摩市エシカルパール、ゼロカーボンシティみなみいせ、三重県地球温暖化防止活動推進センター、三重県気候変動適応センター）を追加しました。
・専門用語等への注釈追加やわかりやすさを考慮した語句修正を行いました。
・国内の動向として、内閣総理大臣の所信表明演説において、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすと宣言されたことについて追加しました。（別冊７ p4）
・農林水産業関係 ⑩水産業に係る適応策として、気候変動に対応した育種による品種改良等の取組を追加しました。（別冊７ p49）
・自然災害分野 ①水害（洪水・内水）に係る適応策について、見出しと記述内容を②土砂災害および③高潮・高波の構成に合わせるよう修正しました。
（別冊７ p54、55）
・自然災害分野の適応策について、今年度末までに全市町がタイムラインを策定する見込みとなったため、関連する記述を修正しました。（別冊７ p54、56、57】
・県庁における温室効果ガス排出実績（2019 年度実績）を追加しました。
【別冊７　p61】

4　概要

別紙３のとおり。

５　今後のスケジュール（案）

３月　三重県環境審議会（最終案の審議）
三重県環境審議会より答申
計画策定・公表

別紙１

三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）（中間案）に係る
パブリックコメントの結果

１　項目別意見数

項目	意見数	番号
第１章　総論		
１　計画策定の背景		
（１）気候変動の影響	1	1
２　計画の基本的事項		
（４）この計画でめざす姿	1	2
第２章　温室効果ガスの削減		
３　前計画における取組状況	2	3～4
５　削減に向けた取組		
（１）温室効果ガスの排出削減対策	2	5～6
第３章　気候変動への適応		
３　気候変動の影響と適応策		
（１）農林水産関係	2	7～8
（４）健康分野	2	9～10
第４章　三重県庁の取組		
４　主な削減取組	1	11
資料編		
資料２　国の対策及び県の対策による削減量の内訳	1	12
全般（用語関連）	10	13～22
合　計	22	

２　対応状況

対　応　区　分		件数
① 反映するもの	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	9
② 反映済みのもの	意見や提案内容がすでに反映されているもの	2
③ 参考にするもの	最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	3
④ 反映が難しいもの		6
⑤ その他	（①から④に該当しないもの）	2
合　計		22

３　意見の概要および対応状況

① 反映するもの　② 反映済みのもの　③ 参考にするもの　④ 反映が難しいもの　⑤ その他

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	第１章１計画策定の背景(1)(2)	(1)には、ＩＰＣＣによる報告書の内容が多く、(2)と統合できる部分は統合したほうが良いのではないか。	④	(1)では気候変動の影響に関する内容を記載しており、その科学的根拠としてＩＰＣＣ報告書を引用しています。一方、(2)は国際的な気候変動対策の動向を記載しており、統合は難しいと考えます。
2	第１章２(4)②三重県がめざす姿(図4)	イラストにある旅客機や高層ビル群など、現状の三重県のイメージとかけ離れている。	①	一般的な街の将来イメージを参考として掲載していることから、三重県の将来イメージと誤解されることのないよう、囲み記事として「（参考）『長期低炭素ビジョン』における将来イメージ」に修正しました。
3・4	第２章３生活に関すること	クールビズ、ウォームビズの普及のため、県職員は日ごろから服装など見える部分に留意し、積極的にクールビズ、ウォームビズを進められたい。（2件）	③×2	ウォームビズやクールビズなどの取組は、冷暖房に伴う電力消費量削減への一つの提案として参加を呼びかけており、県においても場面に応じた服装とするなど礼節を失わないよう留意しながら取り組んでいるところです。
5	第２章５(1)温室効果ガスの排出削減対策	部門・分野横断的対策として、プラスチックに関する再生可能資源への移行や活用に関する記述が不十分ではないか。	⑤	本計画においては全体的な取組について記載することとしており、再生可能資源への移行や活用といった具体的な取組については、同時期に策定を進めている「三重県循環型社会形成推進計画（仮称）」において記載させていただきます。
6	第２章５(1)エ③低炭素なまちづくり	「低炭素なまちづくり」に向けた施策として、「３R+Renewable」の観点から、再生可能資源に由来するプラスチックの利用拡大を加えてはどうか。 企業や消費者が再生可能資源に由来するプラスチックを優先的に使用するように自治体が働きかけることは今後の重要な施策の１つと考える。また、植物由来プラスチックの利用やケミカルリサイクルを拡大することは、廃棄物焼却時の発生CO2を削減することにつながると考える。	⑤	本計画においては全体的な取組について記載することとしているため、本計画への反映は難しいものの、ご意見のとおり、３R+Renewableに取り組むことで地球温暖化対策につながると考えられることから、同時期に策定を進めている「三重県循環型社会形成推進計画（仮称）」の基本的な考え方や取組に３R+Renewableを反映します。
7	第３章３(1)農林水産関係①～④	適応策として、気候変動により作付けする農作物自体を変更したような事例があれば、例示してはどうか。	④	気候変動への対応として具体的に作物自体を変更した事例は把握していません。
8	第３章３(1)⑩水産業	気候変動により養殖漁業の適地の変化が予測されるため、四国や九州の情報収集を行い、より養殖しやすい魚種への転換を図るべきではないか。	①	ご意見を参考に、「今後進めていく適応策」の中に「気候変動に対応した育種による魚類・藻類（ノリ類）・アコヤガイの品種改良、新たな品種に適した養殖技術の開発、現場での普及に向けた支援に取り組みます。」を追加します。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
9	第３章３(4)①熱中症	気候変動により9月から10月上旬はもはや夏であるという認識に立った上で、適応策として三重県のスポーツ推進月間を別の月に移動してはどうか。	③	9月から10月は、スポーツの行事やイベント等が数多く行われるなど、多くの県民の皆さんがスポーツに親しみやすい時期であり、スポーツを推進する機運の醸成を図るのにふさわしい時期であると考えています。今後もスポーツ推進月間の取組の中で、猛暑でのスポーツ活動には、十分な休息や水分補給などの対策が重要であることを啓発し、スポーツが健康づくりや健全な育成につながっていくよう取組を進めていきたいと考えております。
10	第３章３(4)②感染症	新型コロナウイルスは、空気が乾燥した寒冷な地域で広まり易い傾向が見られることから、気候変動に伴う影響が未解明であれ、記述を追加してはどうか。	④	新型コロナウイルスに関しては、気候変動の影響が明らかになっていないことから、記載することは難しいと考えます。
11	第４章４主な削減取組	冷暖房の節電の目安として、エアコンの温度設定でなく環境省に合わせて室内温度とされたい。	①	ご意見をふまえ、「冷暖房時の適正な室温管理（冷房28℃、暖房20℃を目安）を行います。」に修正しました。
12	資料２三重県の対策による削減量の内訳	物流の効率化については、県道の供用開始を三重県の対策による削減量として算定してはどうか。	④	県道の供用開始は、規格の高い道路への転換促進による道路交通流対策として国の対策による削減量に含まれると考えます。
13～22	全般（用語関連）	語句の誤りや注釈・和訳の追加等に関するご意見（10件）	①×6 ②×2 ④×2	ご意見をふまえ、必要な個所についてわかりやすい表現への修正や注釈、和訳の追加等を行いました。

別紙２

三重県地球温暖化対策総合計画（中間案）に係る
市町への意見照会の結果

１　項目別意見数

項　目	意見数	番号
第１章　総論		
１　計画策定の背景		
（３）国内の動向	2	1～2
２　計画の基本的事項		
（４）この計画でめざす姿	2	3～4
（５）基本的な方向	3	5～7
第２章　温室効果ガスの削減		
５　削減に向けた取組		
（１）温室効果ガスの排出削減対策	1	8
第３章　気候変動への適応		
２　三重県の気候の状況と将来予測		
（２）気候の将来予測	1	9
３　気候変動の影響と適応策		
（５）自然災害分野	1	10
第５章　計画の推進		
１　各主体の役割と推進体制		
（１）各主体の役割	1	11
合計	11	

２　対応状況

対　応　区　分		件数
① 反映するもの	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	10
② 反映済みのもの	意見や提案内容がすでに反映されているもの	1
③ 参考にするもの	最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	0
④ 反映が難しいもの		0
⑤ その他	（①から④に該当しないもの）	0
合計		11

３　意見の概要および対応状況

① 反映するもの　② 反映済みのもの　③ 参考にするもの　④ 反映が難しいもの　⑤ その他

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1・2	第１章１(3)国内の動向	国の2050年度までの脱炭素宣言の表明について記載すべき。（２件）	①×2	ご意見のとおり第１章に追記しました。
3	第１章２(4)①長期ビジョン	「Well-to-Wheel Zero Emission」について、Well「ガソリンの原料となる石油の油井など」、Wheel「車」といった説明も含めた注釈を加えるべき。	②	本文中で「移動・輸送手段は燃料製造から走行まで全過程が脱炭素化する」と説明してます。また、p30に詳しい説明が入ったイラストを掲載しています。
4	第１章２(4)長期大幅削減の絵姿(図4)	もう少し三重県らしいイメージに変更してはどうか。	①	一般的な街の将来イメージを参考として掲載していることから、三重県の将来イメージと誤解されることのないよう、囲み記事として「（参考）『長期低炭素ビジョン』における将来イメージ」に修正しました。
5	第１章２(5)方向２	地域循環共生圏の概念は、簡単なで具体例(地域資源を活用したエネルギーなど)を例示するとさらに理解が深まるのではないか。	①	地域資源の例示として「エネルギー、自然資源や都市基盤、産業集積等のほか、文化、風土、組織・コミュニティなどの」を追記しました。
6	第１章２(5)方向３	「県民、事業者、金融機関、民間団体、他の地方公共団体等の参画・協働」に、大学等の教育機関・研究機関も加えてはどうか。	①	ご意見のとおり「教育・研究機関」を追記しました。
7	第１章２(5)方向４	「よりレジリエントな持続可能な社会変革へと移行していく」を「よりレジリエントで持続可能な社会へ移行していく」に修正してはどうか。	①	ご意見のとおり修正しました。
8	第２章５（1）ウ家庭部門	県民の意識改革を促すためにも、本計画は県民に読んでもらいやすいような内容にするべきであり、「ナッジ理論」などカタカナ英語表現をできる限り他の平易な言葉に言い換える、また、環境専門用語には注釈を加えるべき。	①	「ナッジ理論」をはじめ、「グリーンボンド」、「ＣＣＳ・ＣＣＵ」など言い換えが難しい用語について、できる限り注釈を加えます。
9	第３章２(2)気候の将来予測	図23(三重県内の1時間降水量50㎜以上の年間観測日数）と図26（三重県の1時間降水量50㎜以上の年間発生回数の変化予測）を見比べた際、図23では年間観測回数が2019年時点で既に21回発生しており、図26では将来気候でさえ最大１回と、両者に矛盾が生じているように読み取れてしまうため、グラフについて補足が加えるべき。 また、1980～1999はあくまで気候予測モデルが再現した現在気候であり、「現在（1980～1999）」と表記すると誤解が生じる可能性があるため、こちらについても補足を加えるべき。	①	ご意見のとおり、図23と図26は単純に比較できるものではなく、矛盾があると誤解されるおそれがあるため、図26(三重県の1時間降水量50㎜以上の年間発生回数の変化予測）を削除し、本文において、三重県における将来の大雨発生回数が約２倍に増加するとの予測の紹介のみとしました。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
10	第３章３(5)②イ治山対策と災害に強い森林づくりの推進	「流木となるおそれのある渓流沿い等の危険木の伐採・搬出、森林整備、治山施設などに異常堆積した土砂や立木の撤去」を「流木となるおそれのある渓流沿いの森林整備、治山施設などに異常堆積した土砂や立木の撤去」に修正されたい。 （理由） 危険木の伐採・搬出となっているが、危険木対策については自然災害での対策ではなく、「みえ森と緑の県民税事業」においても【生活環境の整備】事業であり、施設管理の維持管理的な意味合いを含むことから、自然災害分野で記載するには違和感がある。また、森林整備についても「三重の森林づくり基本計画２０１９」基本施策１－(2) 県民の命と暮らしを守る森林づくりに記載されている (1) 災害に強い森林づくりを推進 (p24) の項目にある「流木となるおそれのある渓流沿いの」とする方が整合性が取れている。	①	危険木の伐採は「みえ森と緑の県民税事業」において、災害に強い森林づくり推進事業のほかにも、人家裏や道路沿い等の危険木の伐採や災害からライフラインを守る事前伐採事業もありますが、当該項目は土砂災害対策であることから、該当するのは災害に強い森林づくり推進事業のみであり、拡大解釈を避けるため「等」を削除し、「流木となるおそれのある渓流沿いの危険木の伐採・搬出、」としました。
11	第５章１(1) 各主体の役割	資料２ 表11の「地方公共団体実行計画（区域施策）」と区別するため、「地方公共団体実行計画」を「地方公共団体実行計画（事務事業）」と記載してはどうか。	①	ご意見のとおり修正しました。

三重県地球温暖化対策総合計画（最終案）　～未来のために今、私たちができること～

第1章 総論

背景

- 世界各地で記録的熱波やハリケーン被害、大規模森林火災など、人類がこれまで経験したことがないような**地球規模の危機**に直面している。
- 全ての国が参加する「**パリ協定**」が2020年からスタートし、気候変動対策は国際的に新しいステージに入った。
- 我が国の温室効果ガス削減目標について、2030年度において**2013年度比26％減**の水準にするとともに、2050年までに80％の排出削減をめざすこととされた。
- 三重県は、2019年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「**ミッションゼロ 2050 みえ　～脱炭素社会の実現を目指して～**」を宣言し、県が率先して取り組む決意を示した。
- 2020年10月、菅首相が、**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす**ことを宣言した。

2030年度に三重県がめざす姿

県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会

- ✓ **対策を強化・加速するとともに、従来の延長線上にない技術革新や経済社会システム・ライフスタイルのイノベーションも追求しながら、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現をめざします。**
- ✓ **そのためには、県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識したうえで、その途上にある持続可能な社会の構築に向けて行動することが重要です。**

基本的な方向

① 温室効果ガス排出量を削減する「**緩和**」と、気候変動影響を軽減する「**適応**」を、**気候変動対策の両輪**として施策を推進します
② ＳＤＧｓの観点をふまえた**環境、経済、社会の統合的向上**をめざします
③ **多様な主体との協創**を重視します
④ 新型コロナウイルス危機からの復興を**気候変動対策とともに**進めます

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第2章 温室効果ガスの削減

前計画における取組

- 「**三重県地球温暖化対策実行計画**」を2012年3月に策定し、各種施策の展開を図り地球温暖化対策に取り組んできました。
- **三重県地球温暖化対策推進条例**を制定（2014年4月1日施行）し、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者、県民の意識を高め、自主的かつ積極的な取組の促進を図っています。

削減目標

2030年度における三重県の温室効果ガス排出量を
2013年度比で
30%削減

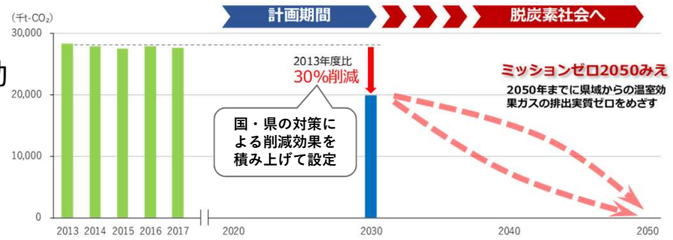

削減に向けた取組

温室効果ガスの排出削減対策	産業・業務部門	温室効果ガスの計画的な削減（計画書制度、ＺＥＢ）
		環境経営の普及（脱炭素経営、テレワーク）
		環境・エネルギー関連産業の振興
	運輸部門	移動・輸送の低炭素化（エコ通勤、自転車利用、再配達抑制）
		公共交通の充実（維持･活性化、次世代モビリティ等）
		道路交通流対策（渋滞の緩和、交通の円滑化）
	家庭部門	低炭素型ライフスタイルへの転換（県民運動、エシカル消費）
		住宅の低炭素化（ZEH、長期優良住宅）
	部門・分野横断的対策	再生可能エネルギーの普及促進
		未利用エネルギーの利用促進（木質バイオマス、廃棄物）
		低炭素なまちづくり（エネルギーの地産地消）
	その他	メタン・一酸化二窒素の排出抑制（最終処分量削減）
		フロン類の管理の適正化（維持管理技術、ノンフロン製品）
吸収源対策		森林の保全（適切な森林整備と多様な森林づくり、県産材の利用促進）
		緑地保全・緑化推進（開発行為による負荷の低減、緑化活動）
		環境保全型農業の推進
		藻場づくりの推進
		CO_2回収等に関するイノベーションの促進

第3章 気候変動の適応

気候変動の影響

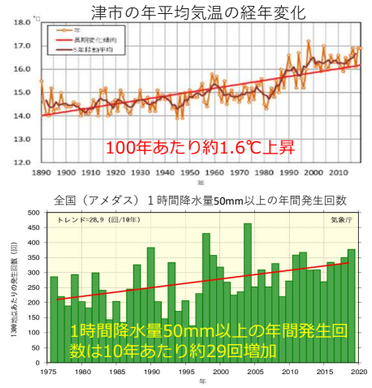

三重県における主な影響

- 夏期の高温の影響による**コメ**の品質低下
- **ナシ**の発芽不良、**カキ**の着色不良、**うんしゅうみかん**の着色不良・浮皮・果実の日焼け
- **イチゴ**の炭疽病等による生育不良や果実品質の低下
- 暑熱による**乳用牛**の乳量低下、**肉用牛**及び**肉用鶏**の増体率の低下、**採卵鶏**の産卵性の低下
- 高水温期における**アコヤガイ**や**カキ**等のへい死が問題化
- **熱中症**による搬送者数の増加
- 紀伊半島大水害（2011年）や平成29年台風第21号（2017年）等の**風水害**が発生

今後進めていく主な適応策

農林水産関係

- ◆ 高温によるコメの**品質低下への対策**
- ◆ うんしゅうみかんの**日焼け対策**、浮皮対策
- ◆ 高温でも花芽分化への影響を受けにくい早生性で、かつ炭疽病につよい「**かおり野**」の普及
- ◆ 畜産における**暑熱対策**（ミスト、扇風機、クーリングパド、ドロップクーリング など）
- ◆ 高水温期のカキのへい死の軽減に向けた漁場環境の**モニタリング**を実施、**養殖管理の適正化**の促進
- ◆ アコヤガイのへい死の軽減に向けた**漁場環境情報の提供体制構築**、環境予測技術の開発
- ◆ 高水温に強い黒ノリの新品種「みえのあかり」など**新品種の作出、普及**

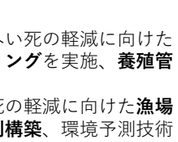

水環境・水資源分野

- ◆ 公共用水域などの継続的な**水質監視**
- ◆ 水の安定供給に必要な**水資源の確保**
- ◆ 応急給水などの応援活動を行うための体制整備、情報共有

自然生態系

- ◆ **生物多様性の保全**

健康分野

- ◆ **熱中症の予防方法や対処法の啓発**
- ◆ **県内感染症発生情報などの収集・分析**、県民や医療関係者などへの迅速な情報提供

自然災害分野

- ◆ 県が管理する**河川の整備**
- ◆ 「Ｍｙまっぷラン＋（プラス）」を活用した**個人の避難計画・地区防災計画**の策定の支援
- ◆ 「**三重県版タイムライン**」運用
- ◆ **河川の堆積土砂撤去**
- ◆ 市町が取り組む**内水ハザードマップ**の作成支援
- ◆ 土砂災害防止施設の整備や基礎調査、**土砂災害警戒区域などの指定**
- ◆ 危険木の伐採・搬出、森林整備、治山施設などに異常堆積した土砂や流木の撤去

産業・経済活動・その他

- ◆ 民間企業に対して、大規模自然災害発生時の被害軽減と迅速な復旧を促すための**ＢＣＰ（事業継続計画）**等の策定支援

第4章　三重県庁の取組

削減目標　国（業務部門）の削減目標に準じて設定

県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を 2013年度比40％削減

主な削減取組

- □ 効率的・効果的な施設の運転管理、全ての職員による**省エネ・省資源行動**を実践。
- □ 省エネ性能を重視した**高効率機器等**を積極的に導入。
- □ **再生可能エネルギー**を県有施設へ率先して導入。
- □ 公用車の**エコドライブ**実践、**次世代自動車**の導入を進める。
- □ 職員が率先して職場や家庭、地域において**環境配慮行動**に取り組む。

第5章　計画の推進

- ➢ 県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、**各主体が連携して気候変動対策を推進**
- ➢ 毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を公表・評価し、対策の追加・拡充など**継続的に改善**
- ➢ 気候変動に関する国内外の状況、社会経済情勢の変化等をふまえ、**必要に応じて計画の見直しを実施**

【所管事項説明】

８　第９次水質総量削減に係る総量削減計画の策定について

１　水質総量削減制度

水質総量削減制度は、人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域である水質汚濁を防止するための制度であり、昭和 53 年に「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）の改定により導入されました。

水質総量削減制度においては、環境大臣が水質汚濁防止法に基づき定める排水基準のみによっては、環境基準の達成が困難であると認める東京湾、伊勢湾および瀬戸内海の３海域の化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、窒素およびりんの削減目標量、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標を達成するための総量削減計画を定めることとされています。

伊勢湾では、昭和 54 年の制度導入以降、三重県、愛知県、岐阜県において、それぞれが総量削減計画等を作成し、ＣＯＤ、窒素およびりんの汚濁負荷量の削減に取り組んできました。

これまでの取組により、河川の生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）の環境基準達成率は 90%以上に改善し、伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、制度導入当初と比べて半分程度まで減少しています。

汚濁負荷量削減の推移

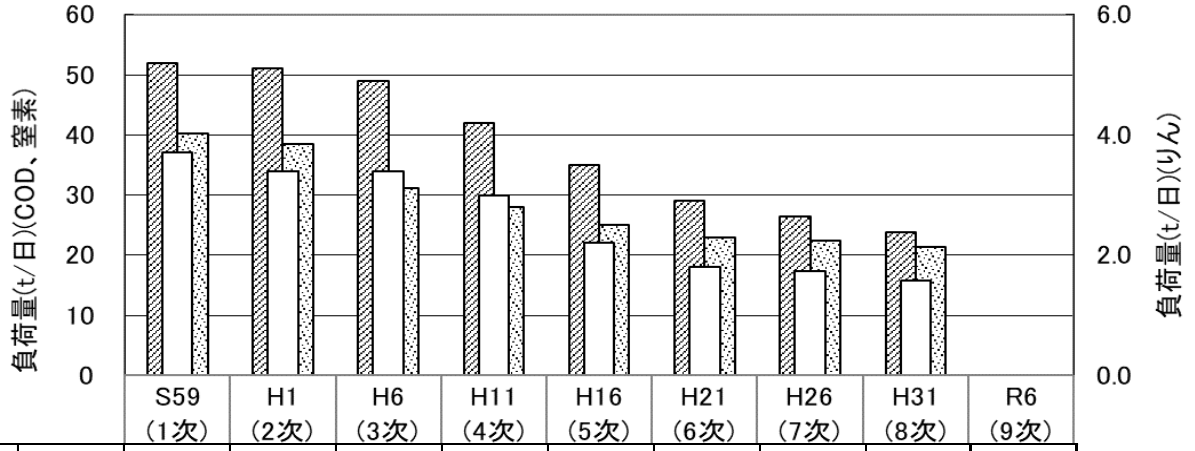

		S59 (1次)	H1 (2次)	H6 (3次)	H11 (4次)	H16 (5次)	H21 (6次)	H26 (7次)	H31 (8次)	
三重県	COD	52 [88]	51 [51]	49 [47]	42 [45]	35 [39]	29 [32]	26 [27]	23.8 [25]	国において精査中
	窒素	40	39	31	28	25 [27]	23 [24]	22 [22]	21.4 [22]	
	りん	3.7	3.4	3.4	3.0	2.2 [2.9]	1.8 [1.9]	1.7 [1.7]	1.5 [1.6]	
（参考）伊勢湾	COD	286 [426]	272 [272]	246 [251]	221 [229]	186 [203]	158 [167]	141 [146]	[133]	
	窒素	185	168	161	143	129 [137]	118 [123]	110 [115]	[108]	
	りん	20.4	18.8	17.3	15.2	10.8 [14.0]	9.0 [9.6]	8.2 [8.7]	[7.8]	

2　国の動向

現在、国において「第９次水質総量削減の在り方について」の検討が進められており、次のとおり取りまとめ案が示されています。

・伊勢湾においては、窒素およびりんの環境基準達成率は向上しており、栄養塩類の不足が指摘されている水域もある。一方でＣＯＤの環境基準達成率は低い。

・指定水域におけるＣＯＤ、窒素およびりん全ての項目の濃度レベルは、東京湾が最も高く、伊勢湾、瀬戸内海の順となっている。

・赤潮および青潮の発生件数は、長期的に減少傾向にあり、近年では横ばいで推移している。しかし、広範囲で長期間にわたる貧酸素水塊も発生し、経年的にその規模は拡大傾向にあり、また、底層環境には明確な改善の傾向が見られない。

・対策にあたっては、ＣＯＤは引き続き汚濁負荷量の削減を進め、窒素およびりんは、総量規制としてのさらなる汚濁負荷量削減のための規制強化は行わず、これまでの取組を維持することが妥当である。

・ＣＯＤの削減にあたっては、生活排水対策に力点を置き、工場・事業場の排水対策など産業系汚濁負荷に対する対策は現状の各種施策の維持とし、効率的に汚濁負荷量を削減することが必要である。

3　県の取組状況

伊勢湾における第９次水質総量削減計画は、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた総合的な計画となるよう、環境生活部、農林水産部、県土整備部の３部連携による取組を行っています。（別紙１）

また、「きれいで豊かな海」の再生に向けては、環境生活部、農林水産部、保健環境研究所、水産研究所および四日市大学が連携し、伊勢湾再生連携研究事業として、貧酸素水塊の発生原因や適正な栄養塩類の濃度に関する研究を行うなど、水質面だけでなく生物生産性の観点をふまえた調査研究も行っているところです。（別紙２）

4　今後のスケジュール（案）

現在、国において検討が進められている「第９次水質総量削減の在り方について」をふまえ、伊勢湾における第９水質総量削減計画の策定に向けて、次のとおり検討を進めます。

令和３年３月 15 日　三重県環境審議会へ諮問
令和３年４月から　三重県環境審議会水質部会により詳細審議
令和４年中旬　第９次伊勢湾総量削減計画告示予定

別紙１

きれいで豊かな伊勢湾再生にむけた３部連携会議（Ｒ２～）

１　参加メンバー

環境生活部大気水環境課
農林水産部水産振興課、水産基盤整備課
県土整備部下水道事業課、下水道経営課

２　目的

きれいで豊かな伊勢湾再生に向けた各部局間の関連事業実施状況の情報やめざすべき目標の共有などを行います。

３　実施内容

① 第９次総量削減計画策定に向けためざすべき目標の検討
② 下水道管理運転実施状況の情報共有と効果把握調査の内容の検討
③ 水産基盤整備計画（干潟藻場再生）の実施状況の情報共有

４　本年度の実施状況

・R2.4.10　昨年度の下水道の管理運転の状況について
・R2.5.18　第９次総量削減計画の方針とスケジュールについて
・R2.7.13　本年度の下水道管理運転のリン計画放流の方針について
・R2.8.18　第９次総量削減計画に係る環境省ヒアリング資料の情報共有について
・R2.9.10　下水道管理運転のリン計画放流の効果把握調査手法について
・R3.1.18　第９次総量削減計画に係る国の動向と今後のスケジュールについて
　　下水道管理運転の取り組みと今後の方針について
　　伊勢湾の海域の栄養塩類の動向について

５　これまでの成果と今後の方針

・令和２年度より、クロノリの養殖時期である 10 月から３月までの間に、北部、南部、松阪、宮川流域下水道において、リンの計画放流試験を実施します。また、事業の実施状況と海域における効果の把握については、３部の連携において、随時情報共有を実施していきます。
・第９次総量削減計画の策定に向けて、３部の意見を取り入れつつ、きれいで豊かな伊勢湾再生のための検討を実施していきます。
・今後この会議を、伊勢湾再生に向けた関連部局の情報や目標共有の場として持続的かつ効果的に継続していくため、各部局における位置づけ等を検討していきます。

別紙２

伊勢湾再生連携研究事業（H24～）

１　参加メンバー

環境生活部大気水環境課、農林水産部水産振興課
保健環境研究所、水産研究所
四日市大学環境情報学部（H27～）、三重大学生物資源学部（～H26）

２　目的

貧酸素水塊の原因解明や生物生産に適正な栄養塩類濃度の提案を行います。

３　実施内容

① 現地調査と既存資料の解析および数値シミュレーション等を用いて、夏季に大規模に発生する伊勢湾の貧酸素水塊の発生メカニズムの解明を行いました。
（H24～R 元）

② きれいで豊かな伊勢湾の再生に向けて、過去からの調査データ解析により、生物生産に適正な栄養塩類の濃度の提案を行うとともに、あわせて評価方法を検討します。（R2～）

４　本年度の実施状況

・R2.5.18　本年度の研究方針について
・R2.6.15　　第 9 次総量削減計画の方針と研究の方向性について
・R2.7.17　解析に用いる伊勢湾の過去の水質、生物データの収集について
・R2.8.11　きれいさと豊かさを考慮した伊勢湾の環境評価手法の検討
・R2.11.24 きれいさと豊かさを考慮した伊勢湾の環境評価手法の検討
・R3.2.12　研究成果報告書の内容について

５　これまでの成果

・堆積する底泥が貧酸素水塊に大きく寄与はしていないと考えられます。
・また、湾央では植物プランクトン由来（内部生産）の有機物が、湾奥では陸域由来の有機物が、貧酸素水塊への影響に高い可能性があると示唆されました。
・湾口から湾央に発生する中層における植物プランクトンの極大化が、貧酸素水塊に重要な影響を及ぼしている可能性があります。
・現在解析している研究で得られた成果を、第９次総量削減計画策定に取り入れていく予定です。

９　三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の運用状況について

１　経緯

（１）条例制定

土砂等の埋立地の周辺において、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境の影響について、地域住民に不安が広がっていたことから、土砂等の崩落、飛散または流出による災害の未然防止および生活環境の保全に資することを目的に「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を令和元年 12 月 23 日に公布し、令和２年４月１日から施行しました。

（２）周知

本条例は、土砂等による土地の造成、砂利採取跡地での埋め戻し、公共工事で発生した残土処分等、さまざまな事業で適用となることから、条例施行前からフォーラムの開催や関係団体等への説明会を開催するなど広く周知を図ってきました。

【周知実績】

令和２年１月 24 日　関係団体へ土砂条例説明
１月 30 日　建通新聞へ土砂条例制定およびフォーラム開催広告掲載（大阪）
１月 31 日　建通新聞へ土砂条例制定およびフォーラム開催広告掲載（名古屋）
２月　県政だよりみえ　土砂条例制定を広報
２月　５日　関係団体主催研修会で土砂条例説明
２月 13 日　土砂条例制定の周知および説明会　（アスト津）
２月 14 日　土砂等の埋立て等の規制に関する条例フォーラム（熊野古道センター）
２月 18、25、26、28 日　国・県・市町向け土砂条例説明会（四日市庁舎、熊野庁舎、津庁舎、伊勢庁舎）
３月 17 日　ＦＭ三重「こんにちは三重県です」で土砂条例周知
４月 27 日　令和２年度新任開発許可事務担当者研修会で土砂条例周知
７月　６、７日　関係団体主催会員向け土砂条例説明会（伊勢庁舎、四日市庁舎）
８月 26 日　関係団体主催土砂条例説明会　（勤労者福祉会館）

２　運用状況

（１）立入検査の状況

昨年度末に立入検査の対象となる事案を把握するため、県関係部局および市町に対して、他法令や周辺住民からの情報提供等で把握されている土砂等の埋立て等が行われている事案調査を実施しました。

これらの調査結果等をもとに、延べ 187 件（令和３年２月 12 日時点）の立入検査を行い、条例の周知と併せて経過措置期間（令和２年 12 月 22 日）以降も埋立て等を行う予定事業者に対しては、許可申請に向けての指導を行いました。

（２）許可申請状況

令和３年２月 12 日時点で条例第９条に基づく「土砂等の埋立て等の許可」申請が 24 件なされており、申請者の資力や関係法令への違反状況および災害防止措置、土砂等の堆積形状や生活環境の保全上必要な措置等の条例第 14 条に定める許可基準への適合について審査を行い、既に 10 件を許可しています。

また、５件が条例第 11 条に定める「周辺地域の住民への周知」の手続きに着手されており、今後許可申請が見込まれます。

３　今後の方針等

農林水産部、県土整備部、雇用経済部および市町と連携し土砂等の埋立て等が行われている事業の把握に努めるとともに、土砂等の発生場所や埋立て等の現場へ立入検査等を実施し、必要な指導を行っていきます。

10　三重県循環型社会形成推進計画（最終案）について

１　経緯

「三重県循環型社会形成推進計画」については、昨年 11 月の三重県環境審議会での審議を経て中間案を策定し、12 月に開催された環境生活農林水産常任委員会で報告を行いました。この中間案に対してパブリックコメント等で寄せられた意見や、２月に開催した三重県環境審議会三重県廃棄物処理計画部会における委員からの意見をふまえ、最終案（別冊８）を取りまとめました。

２　パブリックコメント等の状況

（１）パブリックコメント

① 実施期間　　令和２年 12 月 19 日～令和３年１月 19 日
② 寄せられた意見数　　５件（２名）
③ 意見および対応状況　別紙１

（２）市町意見照会

① 実施期間　　令和２年 12 月 19 日～令和３年１月 19 日
② 寄せられた意見数　　７件（２市町）
③ 意見および対応状況　別紙１

３　中間案からの主な変更内容等

（１）計画の目標設定

・ 循環型社会の形成に向けた県の取組の成果を表す指標として、施策毎に目標を設定しました。なお、取組方向５については、取組方向１～４の各施策を推進していくための基礎となる施策のパッケージであるため、取組方向５で１つの目標としました。（別紙２）
・ 一般廃棄物および産業廃棄物の処理状況のトレンドを継続的に確認するため、一般廃棄物の「１人１日あたりのごみ排出量」、「資源化率」および「最終処分量」ならびに産業廃棄物の「排出量」、「再生利用率」および「最終処分量」をモニタリング指標として設定し、毎年度確認していきます。（別冊８ p35）

（２）計画の基本的な考え方

・ 本計画の施策を推進するにあたってイメージする 10 年後の姿について、県民のみなさまにイメージが伝わりやすいよう、再検討しました。
・ 「ごみゼロ社会の実現」に向けた基本的な考え方を再認識し、一般廃棄物だけでなく産業廃棄物も含む県の施策のベースとして位置づける旨、また、廃棄物政策を通じて「ミッションゼロ 2050 みえ」の達成に貢献する旨記載するなど、本計画の基本理念について、改めて整理しました。

（３）取組方向の名称

・ 今後は真に持続可能な循環型社会を構築するため、新たな考え方として国も提唱している３Ｒに「Renewable（再生可能資源への代替）」を加えた「３Ｒ＋Ｒ」が求められることから、取組方向１および２の名称を下記のとおり変更しました。

（変更前）

取組方向１　パートナーシップで取り組む３Ｒ

取組方向２　循環関連産業の振興による３Ｒの促進

（変更後）

取組方向１　パートナーシップで取り組む「３Ｒ＋Ｒ」

取組方向２　循環関連産業の振興による「３Ｒ＋Ｒ」の促進

・ 取組方向５について、持続可能な循環型社会の実現には、あらゆる事業者がＳＤＧｓやSociety 5.0の視点をふまえたイノベーションや積極的なチャレンジが求められています。また、３Ｒに加えRenewableにも取り組む必要が高まっています。事業者等がこうした取組を進めるためには、企業経営や技術開発等さまざまな面で組織をリードする人材が必要ですが、県内の事業者においては、人材の育成・確保が課題となっていると認識しており、支援していくことを明示するため、下記のとおり名称を変更しました。

（変更前）取組方向５　３Ｒの促進に向けた基盤の整備

（変更後）取組方向５　人材育成とＩＣＴの活用

（４）取組の方向性や主な取組

・ 各取組方向における「取組の方向性」について、県としてのスタンスが伝わりやすいよう、記述を充実しました。

・ 施策１－２において、市町と連携し、ＩＣＴを活用することで、様々な人がごみの減量化に取り組めるような環境づくりに取り組む旨記載しました。

・ 施策２－２において、環境配慮設計の製品の生産を促進する旨記載しました。

・ 施策４－２において、食品ロス削減に向け情報交換や異業種間の交流等を行い、それが連携した取組につながるプラットフォームとなるよう事業者のネットワークの形成・拡大を進めることや、地域における食品廃棄物の再生利用（飼料化・肥料化・未利用エネルギー等）を促進するために、食品廃棄物の排出事業者、リサイクル業者、市町のほか、肥料や飼料の利用先である農業者や漁業者等さまざまな事業者との連携による食品廃棄物リサイクルループの構築に向けたモデル取組を実施することなどを中心に、取組内容を分かりやすく記載しました。

４　今後のスケジュール（案）

３月　三重県環境審議会（最終案の報告、答申）

計画策定、公表

三重県循環型社会形成推進計画（仮称）中間案に対する主なご意見と県の考え方（パブリックコメント）

対応区分	
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	2件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの	1件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	2件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。	0件
⑤その他（①～④に該当しないもの。）	0件
合計	5件

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般		今後の課題として「再生可能資源への移行や活用」が十分に記載されていない。	①	ご意見を踏まえ、取組方向2の「取組の方向性」に「再生可能資源への移行や活用」に関する内容を記載するとともに、施策2－2の取組「環境に配慮した製品の利用促進」の記載内容を整理しました。
2	前計画の総括：取組方向Ⅱ　産業廃棄物の3Rの推進 施策2－1	38	今後の課題を「3R＋R（Renewable）」に拡大して捉えることが必要だと考える。県内の企業や消費者が再生可能資源に由来するプラスチックを優先的に使用するように自治体が働きかけることも今後の重要な施策であると考える。また、植物由来プラスチックの利用やケミカルリサイクルを拡大することは、廃棄物焼却時に発生する二酸化炭素排出量を削減することにつながると考える。	③	ご意見を踏まえ、「3R+Renewable」を捉え、「廃棄物政策を取り巻く状況」、基本理念の考え方及び取組方向2の「取組の方向性」に明示するとともに、施策2－2の取組「資源ごとの循環的利用の戦略的促進」で再生可能資源の活用促進について取り組むこととします。

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
3	全般		廃棄物の処理は、適正処理が第一で、3Rの取組はその次であることから、適正処理に関する施策を充実させるべき。また、廃棄物が山になったまま放置されている場所を片づける施策を記載してほしい。	②	廃棄物の適正処理については、これまでも取組を進めてきたところであり、残された課題にしっかり対応をしていきます。一方、現在の廃棄物行政を取り巻く情勢を踏まえると、3R+Renewableを推進していくことも重要であり、そのためには次の5年間ではそうした観点から新たな取組を進めていく必要があるとの考えのもと、本計画ではそうした面を敢えて強調しています。なお、「廃棄物が山となったまま放置されている場所をかたづける」ことについては、取組方向3の施策3－2「産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正」の取組「廃棄物処理の監視・指導」で記載のとおり、不法投棄等不適正処理行為者に対し、廃棄物の撤去等の改善に速やかに着手させる等、厳正な監視・指導を行います。
4	第2章　計画の目標、 本県における廃棄物処理の状況：一般廃棄物、 本件における廃棄物処理の状況：産業廃棄物	14 34 35	指標や参考資料のデータを掲載してから再度パブリックコメントを実施してほしい。全国的に再生利用率はこれ以上あがらないとのことから、再生利用率以外の指標で評価をすべき。	③	今回、目標や参考資料のデータを添付しない形でパブリックコメントを実施しましたが、今回の結果を踏まえて年度内に計画を策定する予定としており、いただいたパブリックコメント等を踏まえ目標項目や目標数値も含めた計画案を作成し、三重県環境審議会等でご議論いただくこととしていますので、ご理解いただきますようお願いします。なお、産業廃棄物の再生利用率については、県の取組の効果を確認するための参考として、モニタリング指標として設定し、目標は別途定めることを検討しています。
5	その他	奥付	最終ページ記載のURLにアクセスできない。	①	ご指摘を踏まえ、修正しました。 https://www.pref.mie.lg.jp/s_kurashi/kankyo/ci300000423.htm

三重県循環型社会形成推進計画（仮称）中間案に対する主なご意見と県の考え方（市町）

対応区分	
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	2件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの	0件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	5件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。	0件
⑤その他（①～④に該当しないもの。）	0件
合計	7件

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	取組方向1　パートナーシップで取り組む3R 取組の方向性	16	「市町とともに食品ロスやプラスチックごみ対策など社会的課題に取り組む…新たなごみ処理体制の構築」とあるが、自治体ごとに処理方法が異なる一般廃棄物処理を、どのように構築するか具体的な案はあるのか。	③	食品ロスについては、市町の先進的な事例の発信したり、学識者も交えモデル事業の実施を検討していきます。 次に、プラスチック対策については、プラスチックごみの一括回収を見据え、その対応に向け国の動向など情報収集を続けていきます。 第三に、廃棄物処理事業のICT化については、一般廃棄物処理の効率化や安全性の確保に向けた技術的支援を検討しています。 第四に、人口減少社会を踏まえた新たなごみ処理体制の構築については、あくまでもその体制を構築するのは市町が主体であり、県としては一般廃棄物行政を取り巻く様々な課題に対応していけるよう、それぞれの市町の事情を踏まえつつ、市町の皆様とともに検討していきたいと考えています。
2	取組方向1　パートナーシップで取り組む3R 施策1－2　市町との連携の推進	18	家庭ごみの有料化に取り組む旨の記載があるが、県はどのような技術的支援を想定しているのか。市町の実情を踏まえるのであれば、当該記載は具体的過ぎないか。	①	ごみ処理の有料化に関しては、有料化を取り巻く状況について分析を行っていく予定であり、具体的な技術的支援を想定できていないことから、ご意見を踏まえ施策1－2の当該記述内容については、行政連絡会議で横展開する一般廃棄物の3Rに関する事例の一つとして記述しました。

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
3	取組方向1　パートナーシップで取り組む3R 施策1－2　市町との連携の推進	18	紙おむつのリサイクルは実証段階であり、国の調査では当該リサイクルに前向きな回答は少ないなか、県は将来性があると考えているのか。排出時や収集時の負担等、十分に精査し考慮されたうえで示されたい。	③	国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）によると、三重県における総人口に占める65歳以上の割合は、令和2（2020）年の30.1％から、令和7（2025）年に31.2％、令和12（2030）年には32.6％と増加の一途を辿ります。このように、今後高齢化が進むなかで、例えば、現状では紙おむつのリサイクルに対して前向きな基礎自治体の数は少ないようですが、将来の課題の一つであると認識しています。紙おむつのリサイクルも含め、将来の課題について関係市町や事業者の皆様とともに取組を検討していきたいと考えています。
4	取組方向1　パートナーシップで取り組む3R 施策1－2　市町との連携の推進	18	プラスチックごみの一括回収は課題が山積している。県が一括して対応可能な施設を設置するのであれば自治体も対応を検討するかもしれないが、資源化事業者の確保も含め、排出時の分別、収集等すべてのプロセスを市町が担うということを十分理解のうえ検討されたい。	③	プラスチックの更なる資源循環が課題であるなか、プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律も制定される予定であるため、県としては円滑に制度に対応できるようにしていきたいと考えています。つきましては、ご意見にある市町の負担や企業の技術的課題を踏まえ、市町の皆様と共に検討するとともに、必要に応じ国への働きかけを行っていきたいと考えています。
5	取組方向1　パートナーシップで取り組む3R 施策1－2　市町との連携の推進	1	新しいビジネスモデルの創出などが示されているが、これらはすべて環境部局で対応するのか。これを受けた市町としては、部局間での調整が難しいと考えるがいかがか。	③	循環関連産業の育成・支援に係る施策は、雇用経済部とも連携しながら廃棄物対策局を中心に取り組んでいきたいと考えています。市町の皆様とは、各市町の実情を踏まえ可能な取組について連携させていただきたいと考えています。
6	取組方向1　パートナーシップで取り組む3R 施策1－2　市町との連携の推進	18	小型家電の有償取引額が安定しないなか、既存制度の活用による資源循環は難しいなか、この回収体制の取組を進めるとあるが、いかがか。	①	小型家電の取組は循環型社会を構築を進めるうえで大変重要であると考えています。一方、小型家電に内在する貴金属などの資源価格が変動していること、資源化事業者への逆有償による引き渡しになる可能性があること等の市町の負担を考慮し、取組を進めることが重要であると考えています。なお、本計画における当該記述はこのような状況を踏まえ削除することとします。
7	取組方向4　廃棄物政策を通じた社会的課題の解決 施策4－2　食品ロス対策の推進	29	フードバンク活動団体等とICTを活用した連携との記載について、食品の取り扱いは、食品衛生法など規制が多い。環境部局として、廃棄物にならないための意識づけや廃棄物となった場合の適正処理の推進が第一であり、また、市町は日々ごみ処理を最優先で行っていることから、福祉分野まで環境部局が手を広げるのは難しいと考えるが、いかがか。	③	食品廃棄物については、適正処理の推進に加え、そもそも食品ロスを発生させないよう取り組むことが重要であると考えています。なお、食品提供事業者とフードバンク活動団体等との間で未利用食品の提供をマッチングするシステムの運用等に関する取組については、廃棄物対策担当部局と福祉担当部局が連携して食品ロス削減の観点から取り組むものです。

別紙２

三重県循環型社会形成推進計画（仮称）［最終案］における目標設定について

基本理念

新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会
～循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決に向けて～

取組方向	施策	主な取組	目標（ 現状値 → 令和７年度の目標値 ）
取組方向１ パートナーシップで取り組む「３Ｒ＋Ｒ」	施策１－１ 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進	○ 業界団体等との連携による事業者の３Ｒの推進 ○ 資源のスマートな利用の促進 ○ 多量排出事業者による取組の促進 ○ 「３Ｒ＋Ｒ」に係る取組に対する顕彰制度 ○ 関係機関との連携による啓発活動 ○ 事業者と連携した取組の推進	「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数 － → １,５００件
	施策１－２ 市町との連携の推進	○ 一般廃棄物の３Ｒの促進 ○ 市町と連携した取組の促進 ○ ＩＣＴを活用した啓発 ○ 少子高齢化など諸課題への対応 ○ ごみの持つ未利用エネルギー活用の促進 ○ ごみ処理の広域化	市町と連携し、ＩＣＴを活用し情報発信した件数 － → ４００件
取組方向２ 循環関連産業の振興による「３Ｒ＋Ｒ」の促進	施策２－１ 循環関連産業の育成及び支援	○ 廃棄物等のリサイクル技術の研究開発 ○ 産業廃棄物の発生抑制等に向けた支援 ○ 循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保 ○ 地域循環共生圏の構築に向けたモデルづくり	①高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数 － → １５件 ②ＩＣＴを導入し成果につながった廃棄物処理業者等の割合 令和３年度に調査 → 令和３年度の調査を踏まえて設定
	施策２－２ 資源の循環的利用の促進	○ 認定リサイクル製品の普及・利用拡大 ○ 環境に配慮した製品の生産・利用促進 ○ 資源ごとの循環的利用の戦略的促進 ○ 各種リサイクル法に基づく取組の促進 ○ 廃棄物等由来のエネルギーの活用促進	認定リサイクル製品の種類の増加又は認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の開発に向け、県が支援した件数 － → １０件
取組方向３ 廃棄物処理の安全・安心の確保	施策３－１ 廃棄物の適正処理と透明性の確保	○ 事業者への適正処理に向けた指導等 ○ 適正処理に向けた市町への支援等 ○ ＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進 ○ 電子マニフェストの活用促進 ○ 優良認定処理業者の育成 ○ 最終処分場周辺環境整備事業	産業廃棄物処理業の優良認定業者委託率 ２４.５%（平成30年度） → ５０%（令和６年度）
	施策３－２ 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正	○ 産業廃棄物処理の監視・指導 ○ 建設系廃棄物対策 ○ 不法投棄等の防止に向けた取組の推進	①建設系廃棄物の不法投棄件数 １１～１３件 → １０件以下 ②人材育成のための講習会等への参加人数 ６８６人 → ５,０００人
	施策３－３ 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進	○ 産業廃棄物処理の監視・指導 ○ 建設系廃棄物対策 ○ 不法投棄等の防止に向けた取組の推進	不適正処理４事案に係る環境修復の進捗率 ６５% → １００%
	施策３－４ 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進	○ 災害廃棄物の処理体制の整備 ○ 災害廃棄物処理を担う人材の育成	県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数 － → ７８人
取組方向４ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	施策４－１ プラスチック対策の推進	○ 高度なリサイクルシステム構築の検討・促進 ○ 産業廃棄物税を活用した研究開発等の支援 ○ 海域へ流出させないための適正処理の促進 ○ 環境負荷の低減に資する取組の促進 ○ 登録制度を活用した取組の促進 ○ 県民や事業者への情報発信	①廃プラスチック類の再生利用率 ６１.６%（平成30年度） → ７０%（令和６年度） ②プラスチックの資源循環の高度化等に係る仕組みの構築に向けた取組の件数 － → １０件
	施策４－２ 食品ロス等対策の推進	○ 家庭系食品ロス等の削減 ○ 事業系食品ロス等の削減	①食品ロス削減率 令和３年度に調査 → 家庭系 １０%減 事業系 １０%減（令和６年度） ②食品ロス削減モデル取組数 － → ５件
取組方向５ 人材育成とＩＣＴの活用	施策５－１ 循環型社会の構築に向けた人材の育成	○ 資源循環を担う事業者の育成 ○ 地域社会において指導的な役割を担う人材の育成 ○ ＩＣＴを活用できる人材の育成	資源循環分野においてＩＣＴを活用できる人材の数 － → １４０人
	施策５－２ スマートなシステムの体制整備と情報発信	○ ＩＣＴを活用した環境整備 ○ Ｗｅｂ等を活用した情報発信	

■計画の推進と進捗管理

・毎年度、「三重県循環型社会形成推進会議」において県民・ＮＰＯ、事業者、市町等様々な主体と計画の進捗状況を共有し、取組の点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保していきます。
・目標については、毎年度の振り返りを踏まえ、より適切な目標となるよう引き続き検討し、必要に応じて適宜見直しを行います。

【所管事項説明】

11　産業廃棄物税制度の検証について

１　趣旨

産業廃棄物税は、持続可能な循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策の財源確保を目的としつつ、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、減量化の誘因として機能するような仕組みとして、創設したものです。

当該制度については、平成 14 年４月の三重県産業廃棄物税条例（平成 13 年三重県条例第 51 号）施行後、５年ごとに制度や使途事業のあり方等について検証を行っています。令和３年度には、成果や課題等の確認・検討を行い、必要に応じて制度を見直すこととしています。

２　概要

（１）課税対象

三重県内に設置されている産業廃棄物の最終処分場へ搬入する重量または中間処理施設へ搬入する産業廃棄物の重量に一定の処理係数を乗じた後の重量（課税標準）１トンにつき 1,000 円が課税されます。

ただし、以下の①②に該当する場合、課税免除となります。

① 再生施設に産業廃棄物の搬入を行った場合

② ４月１日から翌年の３月 31 日までの間（課税期間）での事業所における課税対象となる重量の合計（課税標準量）が 1,000 トン未満の場合

（参考）中間処理施設の処理係数

施設の区分	処理係数
一　焼却施設または脱水施設	０．１
二　乾燥施設または中和施設	０．３
三　油水分離施設	０．２
四　前三項に掲げる施設以外の中間処理施設	１．０

（２）主な使途事業（令和２年度予算額）

① ３Ｒの推進

地域循環高度化促進事業費（11,521 千円）

産業廃棄物抑制等事業費補助金（10,114 千円）等

② 適正処理

不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業費（59,789 千円）

産業廃棄物処理責任の徹底促進事業費（31,459 千円）等

③ その他

廃棄物監視指導に要する人件費（55,886 千円）

最終処分場周辺環境整備事業費（47,500 千円）等

３　検証

（１）産業廃棄物税制度を取り巻く状況

① 産業廃棄物税の積立額等の推移

積立額については、平成 28 年度以降は概ね４～５億円前後で推移しています。また、取崩額については増加傾向が続いています。

○産業廃棄物税の収支および基金積立残高の推移　（単位：百万円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
積立額	242	523	449	490	442
取崩額	125	219	311	295	321
産業廃棄物税残高	1,033	1,337	1,475	1,670	1,791

② 本県における産業廃棄物処理の状況

これまで、産業廃棄物の発生・排出が抑制されるよう取組を進めてきましたが、再生利用率、最終処分量ともに、近年は横ばいの傾向が続いています。令和２年度策定予定の「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、３Ｒ＋Renewable（再生可能資源への代替）の取組を推進する必要があります。

○排出量等の推移　（単位：千ｔ）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
排出量	8,601	8,626	8,225	8,282	8,290
再生利用率	43.2%	42.7%	46.5%	45.1%	42.4%
最終処分量	269	273	265	278	335

（２）検証の方向性

以上のような状況をふまえ、検証にあたっては、本制度がどのように機能しているか、今後その目的を達成するためにどうあるべきかについて、①税制度の運用および②税を財源とする事業について、以下の方向性のもと検証を進めます。

なお、検証にあたっては、税収や産業廃棄物処理の状況、事業の実施状況等産業廃棄物に係るデータの収集・分析に加え、学識者等を含む関係機関の意見・助言などをふまえこれを進めることとします。

① 税制度の運用

本制度による成果や課題の検証を行い、必要に応じて課税方式や税率、処理係数等を見直すこととします。見直しにあたっては、廃棄物の減量化等への貢献の度合いに応じて税の軽減を図ることで事業者の一層の取組を促すという制度の基本的な考え方に加え、温室効果ガスの排出削減や天然資源の消費抑制など環境負荷の低減の観点からも検討していきます。

特に処理係数については、産業廃棄物処理技術の向上により新たな処理方法の実用化がみられるようになったことなどを踏まえ、廃棄物の減量化とともに、環境負荷の低減が一定見込まれる中間処理施設については、技術の成熟度等も勘案したうえで、新たに施設の区分を設けて処理係数を設定するなど、制度の効果的な運用につながるよう見直しを進めます。

② 税を財源とする事業

これまで税により実施してきた事業の成果や課題について検証を行うとともに、３Ｒ＋Renewable の推進を図るため、使途の拡充を含めた見直し、検討を進めます。なお、「三重県循環型社会形成推進計画」では、県内における循環関連産業の振興に注力することとしており、排出事業者や処理業者など資源循環に関わる事業者による、環境負荷の低減を意識した資源循環の取組を促進するための支援に取り組むため、令和３年度当初予算においては、産業廃棄物税を活用した高度なリサイクル等に対する補助事業等を予定しています。

４　今後のスケジュール（案）

検証にあたっては、関係部局の担当者による産業廃棄物税検証ＷＧを立ち上げたところであり、今後、情報収集や分析作業等を行うなど、連携して取り組んでまいります。

令和３年度	４月～11 月	産業廃棄物に係るデータ収集、検証内容案の作成、関係団体の調整
	10 月	検証案の常任委員会説明
	12 月	（改正する場合）改正条例案提出
令和４年度	４月	（改正する場合）改正条例施行

12　木曽岬町におけるヤード問題への取組について

１　現状と課題

木曽岬町においては、近年、自動車保管ヤードの立地が多く、木曽岬町長と知事との１対１対談にてヤードに関する課題が取り上げられ、また、木曽岬町議会からも規制の強化を求める意見書が提出されているところです。

例えば、段積みされた車両の保管による倒壊や油等の流出の懸念、近隣との騒音等の環境面での課題に加え、道路上での荷物の積み下ろし、道路舗装の破損、放置車両等の課題が取り上げられています。

【ヤードの設置状況】（廃棄物・リサイクル課調べ　令和３年２月現在）

	①自動車解体業許可業者ヤード	②その他の自動車保管ヤード	計
県全域　A	９８	５６	１５４
木曽岬町内B	9	２４	３３
B/A（%）	９%	４３%	２１%

① 自動車リサイクル法に基づく自動車解体業者のヤード

使用済自動車（廃車）からエンジンなどの部品の取り外しを行うほか、エアバッグ類およびタイヤ、廃油・廃液等の回収を行う解体業者が使用する解体・保管を行う場所。なお、廃車の解体を業として行うには、自動車リサイクル法に基づく県の許可が必要です。

② その他の自動車保管ヤード

海外輸出や販売のために中古自動車および自動車部品の保管等を行う場所で、自動車リサイクル法の許可対象外の施設。

２　現状の取組

（１）廃棄物対策局（桑名地域防災総合事務所環境室）の取組

自動車リサイクル法に基づく自動車解体業者に対しては、同法に基づく規制が適用され、立入検査を行っています。その他の自動車保管ヤードに対しても、廃棄物の疑いがあるものを扱うおそれがあるため、廃棄物処理法に基づき立入検査を行っています。いずれも不適切な処理や違法行為が確認された場合は、是正指導を行います。

過去、油水分離槽の清掃等の指導はありますが、現在、自動車リサイクル法の解体業者ヤードの基準違反、また、その他の自動車保管ヤードで油の流出や地下浸透は確認されていません。

【自動車リサイクル法の解体業者への対応】

・解体業の許可基準※に関する適合状況の確認

（※許可基準の内容
・自動車の保管状況（保管高さ、積み重ね方法など）
・保管場所への囲いの設置
・廃液、廃油などの地下浸透・流出防止措置　など）

【その他の自動車保管ヤードへの対応】

・段積みで保管されている自動車等が確認された場合は、「廃棄物の疑いがある物」として廃棄物処理法により指導
・周囲に廃油および廃液等の流出がないかの確認　など

【木曽岬町内における立入状況】　※令和３年２月末現在

年度	対象	立入状況	対象	立入状況
H30	解体業者	73 回（10 事業者）	その他ヤード	24 回（12 か所）
R1	解体業者	27 回（９事業者）	その他ヤード	46 回（22 か所）
R2	解体業者	37 回（９事業者）	その他ヤード	99 回（24 か所）

（２）関係機関と連携した取組

ヤードに関する課題は環境・廃棄物行政の枠を超えて、幅広い分野にわたるため、関係機関と連携した取組を行っています。

① 合同立入による確認・指導

毎年、県および警察など関係機関と連携した合同立入を実施し、古物営業法、自動車リサイクル法など各種法令の遵守について確認、指導を行っています。

なお、自動車リサイクル法や廃棄物処理法の違反は確認されていません。

【合同立入状況】

参加機関	三重県警察本部、桑名警察署、名古屋入国管理局、名古屋税関、桑名市消防本部、木曽岬町役場、桑名地域防災総合事務所環境室
実績	平成 30 年 11 月 28 日　立入事業者：３事業者 令和元年 12 月 20 日　立入事業者：５事業者

② 木曽岬町地内自動車保管ヤードに関する連絡会

関係機関とヤードに関する課題に連携して取り組むとともに、解決策などについて検討し、より効果的な対策を講じることができるよう、「木曽岬町地内自動車保管ヤードに関する連絡会」を令和２年度に設置し、ヤードに関する課題への関係機関の対応状況や課題等に関する意見交換を実施しています。

構成	木曽岬町、桑名警察署、桑名地域防災総合事務所環境室、桑名農政事務所地域農政課、桑名建設事務所建築開発課（第２回から参加）
開催実績	第１回（R2.7.15）、第２回（R2.10.26）
内容	（第１回）連絡会の設置、関係機関の所管法令に基づく立入検査等の共有、ヤードに関する課題等に係る意見交換等 （第２回）合同立入検査の実施、ヤードに関する課題等に係る意見交換等

３　盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例案

令和３年定例会２月定例月会議に提出した議案第 80 号については、当初、盗難自動車の防止のみを目的とする条例として検討されていましたが、木曽岬町及び同町議会からの意見書やパブリックコメントなどを踏まえ、生活環境の確保の視点を取り入れることについて、警察と協議を行いました。

その結果、自動車リサイクル法や廃棄物処理法など生活環境の保全を図るための法律や条例を引き続き活用することを前提に、より効果的な条例となるよう、新たに事業者の自主的な取組を促すなどの規定を条例案に盛り込んだところです。

（条例案における生活環境の確保に関する規定）

・条例の目的について、地域の良好な生活環境を確保することを規定（第１条）
・良好な生活環境の確保においては、事業者に対し良好な生活環境の確保に関する努力義務を設けるとともに、事業者がその義務を果たすために知事が必要な助言、指導その他の措置を講じる旨を規定（第７条）
・事業者への指示等において、抑止力として、努力義務規定に違反し、地域の良好な生活環境の確保上支障が生じるおそれがあると認めるときは、その是正を指示できること、および必要な報告徴収と立入調査等を規定（第９条）
・立入調査の拒否等に対しては罰則を規定（第 20 条）

４　今後の対応

引き続き、自動車解体業者やその他自動車保管ヤードに対して、自動車リサイクル法や廃棄物処理法など環境法令に基づき立入検査や指導を行います。

また、条例制定を契機として、事業者が生活環境の確保に向けた取組を積極的に行うよう助言や指導を行うとともに、合同立入や連絡会など、警察をはじめとした関係機関と連携した取組を強化することで、地域の良好な生活環境の確保を図ってまいります。

別紙

議案第 80 号　盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例案
（関連部分の抜粋）

（目的）

第一条　この条例は、特定自動車解体業及び中古自動車輸出業を営む者に係る届出制度を設ける等の措置を講ずることにより、盗難自動車の解体及び輸出を防止し、もって自動車の盗難の防止及び盗難被害の迅速な回復に資するとともに、地域の良好な生活環境を確保することを目的とする。

（良好な生活環境の確保）

第七条　特定自動車解体業者は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）その他の関係法令を遵守すること等により、道路交通の安全及び円滑を確保し、保管する自動車及びその部品の倒壊を防止し、燃料油及び潤滑油の流出を防止し、騒音を低減するなどして、第三条第一項第二号に掲げる場所の周辺地域の良好な生活環境を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

２　知事及び公安委員会は、それぞれの権限に属する事務に関し、特定自動車解体業者が前項の措置を行うために必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとする。

（指示等）

第九条　略

２　知事は、特定自動車解体業者又はその代理人、使用人その他の従業者が第七条第一項の規定に違反し、及び地域の良好な生活環境の確保上支障が生じるおそれがあると認めるときは、その権限に属する事務に関し、当該特定自動車解体業者に対し、その是正のため必要な措置を講ずるべきことを指示することができる。

３　知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、特定自動車解体業者又はその代理人、使用人その他の従業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

４　知事は、第二項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定自動車解体業が行われている場所に立ち入らせ、当該特定自動車解体業のため引き取ったと認められる自動車、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

５　前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

６　第四項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

７　知事及び公安委員会は、第一項及び第二項の規定による指示をした場合（公安委員会にあっては、地域の良好な生活環境の確保に関する指示をした場合に限る。）には、当該指示した内容を相互に通知しなければならない。

（中古自動車輸出業の届出等）

第十三条　略

２　略

３　第四条から第八条まで及び第十条前段の規定は中古自動車輸出業者について、第九条及び第十条後段の規定は中古自動車輸出業者又はその代理人、使用人その他の従業者について、第十一条の規定は中古自動車輸出業の用に供する土地又は建物を貸し付けようとする者について、前条の規定は中古自動車輸出業者に土地又は建物を貸し付けた者について準用する。この場合において、第四条中「前条第一項第二号に掲げる場所」とあり、並びに第七条第一項及び第十一条中「第三条第一項第二号に掲げる場所」とあるのは「第十三条第一項第二号に掲げる場所」と、第十条中「第三条第一項後段、第四条、第五条及び第七条第一項」とあるのは「第十三条第一項後段並びに同条第三項において準用する第四条、第五条及び第七条第一項」と読み替えるものとする。

（規則等への委任）

第十七条　この条例に定めるもののほか、この条例を実施するため必要な事項は、三重県規則又は公安委員会規則で定める。

（罰則）

第二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　略

二　略

三　略

四　第九条第三項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五　第九条第四項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六　略

13　産業廃棄物の不適正処理事案の取組状況について

１　概要

産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある４事案（桑名市五反田事案、四日市市内山事案、四日市市大矢知・平津事案および桑名市源十郎新田事案）について、県民の安全・安心を確保するため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）による国の財政的支援を得て、対策工事等を実施しています。

これらの４事案については、学識経験者の意見もふまえつつ、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去に取り組んでおり、産廃特措法に基づく実施計画の事業費に対する進捗率は、令和２年度末（見込み）が約 69%、令和３年度末（予定）が約 88%となります。

令和２年３月 31 日をもって行政代執行を終了した四日市市内山事案を除く３事案について、令和４年（2022 年）度末までに対策工事を完了するよう引き続き計画的に事業を進めていきます。

[これまでに対策工事を完了した事案]

対策工事を完了した四日市市内山事案について、地域住民の安心が確保されるよう、定期的なパトロールや水質モニタリング等による状況確認等を実施しています。

[本年度以降も対策工事を継続している事案]（別紙参照）

・桑名市五反田事案
・四日市市大矢知・平津事案
・桑名市源十郎新田事案

２　今後の取組方向

対策工事を継続している３事案について、令和４年（2022 年）度末までの対策工事の完了に向けて着実に事業を推進し、安全・安心を確保していきます。

なお、対策工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果などを的確に情報共有します。

また、原因者への費用求償についても、粘り強く対応していきます。

別紙

１　桑名市五反田事案

（１）事案の概要

（時期）平成７年～８年頃

（場所）桑名市大字五反田多々星地内の山林

（内容）産業廃棄物処理業者が、燃えがら、汚泥、廃油等を不法投棄し、平成９年10月にＶＯＣによる地下水汚染が判明し、さらに平成22年３月に新たに1,4-ジオキサンによる地下水汚染が判明した事案です。

（生活環境保全上の支障等）

ＶＯＣおよび1,4-ジオキサンにより、農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

（事案地の状況）

（２）対策工事の実施内容

1,4-ジオキサン等による地下水の汚染対策のため、廃棄物の掘削除去や揚水浄化等を実施しています。令和２年度は、遮水壁外で汚染が残る第２帯水層の揚水浄化対策を継続しています。また、モニタリングを行い、第１および第３帯水層の浄化が概ね完了したことを確認しました。

令和３年度は、帯水層ごとに地下水質のモニタリングを行い、対策工事の効果を検証するとともに、浄化目標の達成状況を確認のうえ、浄化施設の撤去工事等に着手します。

①令和２年度までの主な事業内容

・1,4-ジオキサン高濃度区域（廃棄物撤去区域）の廃棄物の掘削・除去工事
・廃棄物残置区域における遮水壁補強工事
・水処理施設による汚染地下水の揚水浄化および水処理施設の増強（追加設置）工事等
・遮水壁外の汚染残留区域における揚水井戸の追加等の揚水浄化対策

②令和３年度以降の主な実施内容

・対策工事の効果検証
・浄化施設の撤去工事等の着手

２　四日市市大矢知・平津事案

（１）事案の概要

（時期）昭和 56 年～平成６年頃

（場所）四日市市大矢知・平津町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

（内容）産業廃棄物処理業者が、廃プラスチック、陶磁器くず等の廃棄物を、許可面積・容量を大幅に超えて埋立を行ったため、廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

（生活環境保全上の支障等）

周辺地域に廃棄物の飛散・流出や有害物質の浸出等のおそれがあります。

（事案地の状況）

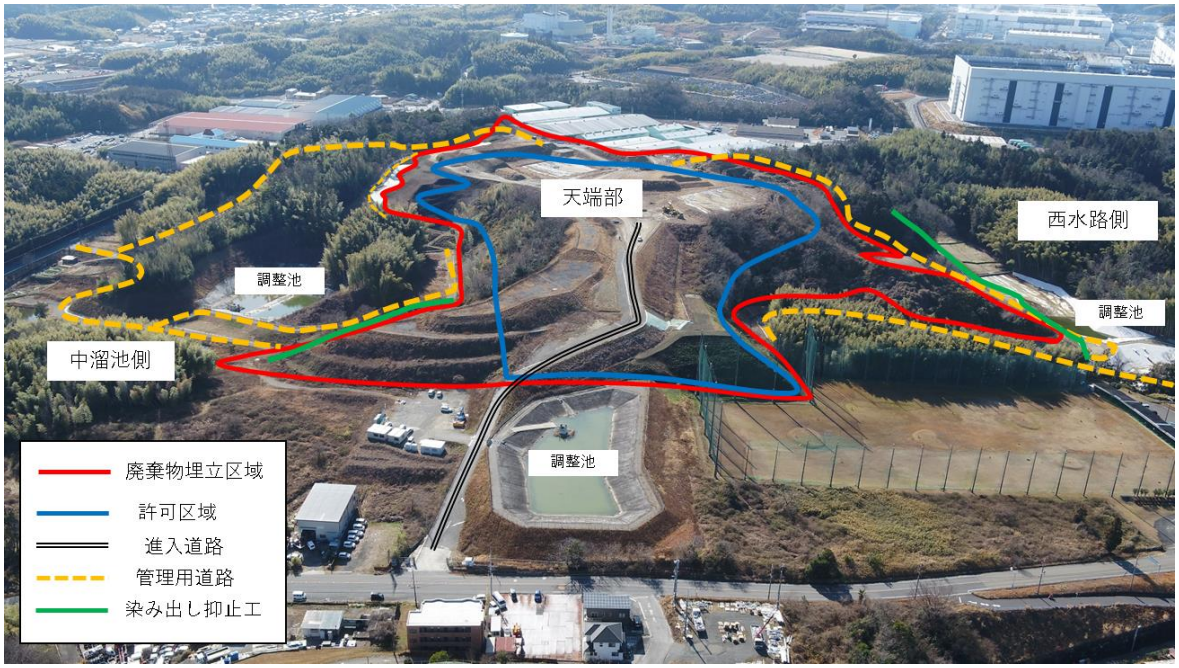

（２）対策工事の実施内容

廃棄物の飛散・流出の防止や雨水の浸透抑制のため、整形覆土工および排水工等の対策を実施しています。令和２年度は、西水路側の染み出し抑止工（遮水壁の設置）等を実施するとともに、廃棄物埋立区域の法面工や覆土工にも着手しました。

令和３年度は、引き続き法面工や覆土工を進めるとともに、継続的なリスク管理を行うための管理用道路の舗装工に着手します。

①令和２年度までの主な事業内容

・調整池、進入道路および管理用道路の設置工事

・中溜池側および西水路側における染み出し抑止工（連続地中壁の設置）

②令和３年度以降の主な実施内容

・法面部への厚層基材（植生材）吹付工

・天端部の覆土工事等

・管理用道路の舗装工着手

３　桑名市源十郎新田事案

（１）事案の概要

（時期）昭和 48 年～51 年頃（ＰＣＢ等投棄時期：推定）

（場所）桑名市大字五反田字源十郎新田地内の河川敷

（内容）平成 19 年９月に員弁川・藤川合流点付近の旧最終処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成 22 年 10 月に当該箇所から回収した廃油にＰＣＢ等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

（生活環境保全上の支障等）

ＰＣＢを含む油の河川への滲出等により、下流の水道水源や農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

（事案地の状況）

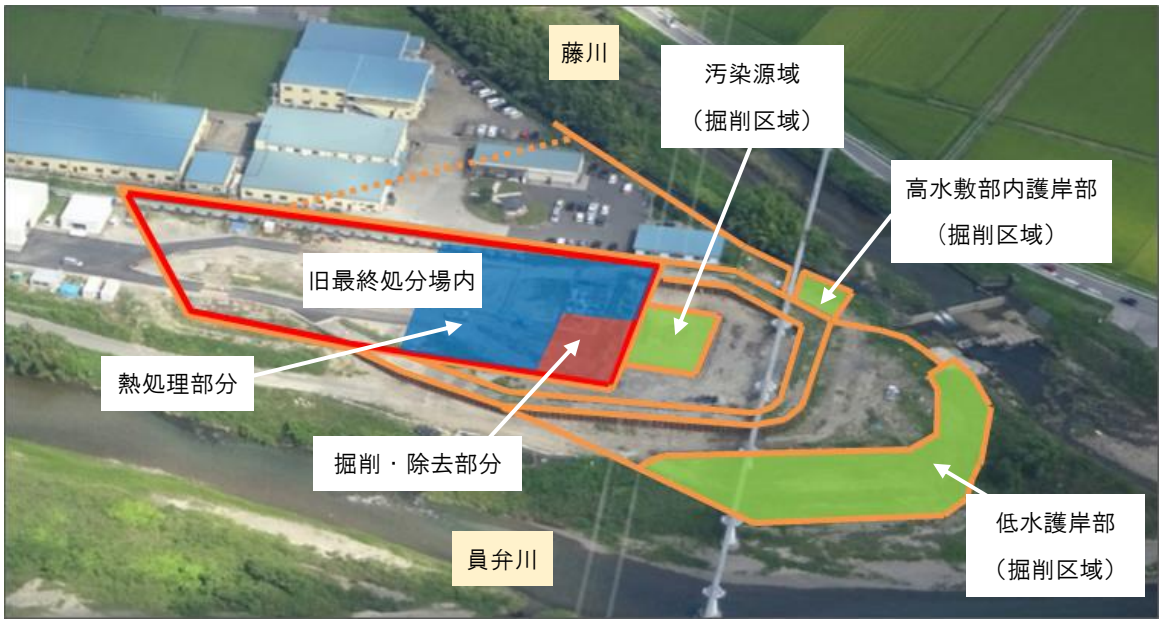

（２）対策工事の実施内容

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）やＶＯＣ（揮発性有機化合物）等の有害物質を含む廃油の拡散防止を図るため、汚染源となる廃棄物の掘削除去や集油管等による廃油の回収・処理を実施しています。令和２年度は、引き続き廃油の回収・処理を継続するとともに、旧最終処分場内の対策工事に着手しました。

令和３年度は、ＰＣＢの高濃度汚染箇所の掘削工事を実施するとともに、発生するＰＣＢ廃棄物等の処理を行います。また、廃油の回収・処理を引き続き実施します。

①令和２年度までの主な事業内容

・油汚染範囲の囲い込み（鋼矢板の打込み）工事
・集油管等による廃油の回収・処理
・汚染源域等におけるＰＣＢ含有廃棄物の掘削除去

②令和３年度以降の主な実施内容

・ＰＣＢ高濃度廃棄物の掘削・除去
・熱処理方式によるＶＯＣの除去
・集油管等による廃油の回収・処理

（３）事業費の変更について

産廃特措法に基づく本事業の実施計画における事業費について、これまで 85.5 億円としていましたが、社会経済情勢の変化（ＰＣＢ廃棄物運搬・処分単価の上昇、消費税の増税、労務単価の上昇など）により、5.35 億円の不足が見込まれたことから、環境省と協議を行ったところ、令和３年１月５日付けで事業費を 90.85 億円とする環境大臣の同意が得られました。引き続き、事業費（90.85 億円）内で対策工事を完了するよう、事業を進めていきます。

（参考）行政代執行に係る国の支援制度

産廃特措法の支援概要

平成 10 年６月 16 日以前に発生した不法投棄等による生活環境保全上の支障等を除去するため、都道府県等が行う対策工事について、国が支援措置を講じます。

（事業費の９割を起債対象とし、うち５割が特別交付税措置されます。）

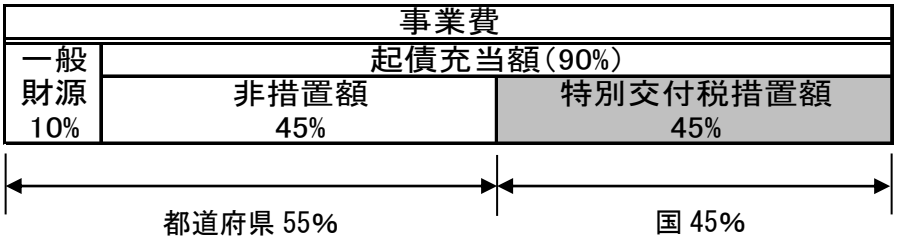

14　「令和２年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて（環境生活部関係）

第三次三重県行財政改革取組における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」（平成 29 年 6 月～令和 2 年 3 月）での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、「第三次三重県行財政改革取組」において、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しに取り組むとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
9	交通安全研修センター ＜指定管理＞	団体研修特化型施設として継続 当該施設は、参加・体験・実践型の交通安全教育を行うため、平成7年に建設された。 当該施設での研修について、ほとんどの受講者が交通安全に対する意識が向上している。（受講者アンケートより） 県内の人口10万人当たり交通事故死者数は全国的には上位であり、交通安全教育は警察、市町、関係機関・団体等においても実施されていることから、取組の更なる効率化を図る必要がある。 このことから、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供できる県交通安全教育の中核施設として、現有施設・設備の強みを生かした団体研修特化型施設として研修受入者を増やし、交通事故を減少させていきたい。	【経過】 ・R1.8　団体研修利用者増加手法、施設運営体制の再検証 ・R1.10　協議を踏まえた県の再対応方針の検討 ・R1.11まで　見直し案の効果や費用の検証 ・R2.2　　見直しの方向性案を議会で説明 ・R2.6　「三重県交通安全研修センター条例」の一部改正 ・R2.7　　次期指定管理者選定委員会の開催 ・R2.7～9　次期指定管理者の公募開始・申請受付 ・R2.10　9月定例月会議に選定過程の状況を報告， 選定委員会による審査、指定管理候補者の選定 ・R2.11　11月定例月会議へ指定管理者指定議案を提出 ・R3.1　指定管理者の指定 【課題】 団体研修特化型施設に移行することに伴い、団体や企業へのアプローチやより一層団体研修受講者数を増やす取組を進める必要がある。 【今後の予定】 ・R3.3　　協定の締結、引継ぎ ・R3.4　　指定管理者による団体研修特化型施設としての施設管理を開始	環境生活部
10	みえ県民交流センター 〈直営、一部指定管理〉	開館日や開館時間等の見直し、施設のあり方等については、引き続き検討 当該施設は、県民の自発的な社会貢献に関する活動の促進と国際化の推進を目的に、平成13年に建設された。 また、当該施設は、災害時に県域で支援活動を行う団体（みえ災害ボランティア支援センター、災害時多言語支援センター）の拠点や連携の場となる機能を有している。 今後、開館日時やフロアの活用方策の見直しにより、施設を一層効率的・効果的に活用していく。	【経過】 ・R1.5～7　施設の市場性に関する聴き取りを実施 ・R1.5～9　施設の有効活用策について、関係者や利用者との意見交換を実施 ・R2.3～6　施設の市場性に関する追加聴き取りを実施 ・R2.6～　　施設の有効活用策や移転も含めた施設のあり方について、関係者と協議 ・R2.7～9　開館時間の見直しに関する試行を実施 ・R2.9～　　施設の一部を「就職氷河期世代就労支援センター」として賃貸 ・R3.2　　2月定例月会議に見直しによる開館日時の変更に関する「みえ県民交流センター条例」改正（案）を提出 【課題】 ・引き続き利用者や関係者との調整等が必要 【今後の予定】 ・R3.4～7　見直しを反映した次期指定管理者仕様書等の作成 ・R3.7～9　次期指定管理者の募集・選定 ・R4.4　　次期指定管理期間の開始	環境生活部

11	旧博物館 ＜直営＞	廃止（売却） 当該施設は、県民の教養等に資するため、昭和28年に建設された。 三重県総合博物館が開館したため現在は閉館していること、また、当該施設の敷地へNHK津放送局が移転するとして、県と同局が基本合意を締結していることから、売却に向けて手続きを進める。	【経過】 ・H29.5　県とNHK津放送局で移転に向けた基本合意を締結 ・H30.3 『津市都市マスタープラン』に同局の移転について記載 ・H31.2　津市都市計画変更決定 ・R2.12　土地売買契約締結 ・R3.1　　所有権移転（引き渡し）（完了）	環境生活部
12	旧留学生センター ＜直営＞	管理換え（埋蔵文化財センターの収蔵庫として使用） 当該施設は、1・2階が企業庁職員の福利厚生施設「いなづま会館」（企業庁所管）、3階が留学生・海外技術研修員等の受入施設「三重県留学生センター」（環境生活部所管）として、昭和59年に建設された。 現在はいずれも使用されていないこと、また、県教育委員会から埋蔵文化財センターの収蔵庫としての使用要望があったことから、施設の有効活用ができるよう調整を進める。	【経過】 ・H30.3.16　県教育委員会への管理換えにかかる、当部、企業庁、教育委員会事務局との最終打ち合わせ ・H30.3.26　教育委員会への管理換えにかかる承諾文書発出 ・H30.4.1　教育委員会への管理換え（完了）	環境生活部

15　令和元年度包括外部監査結果に対する対応結果について
（環境生活部関係）

１　実施テーマ

地球温暖化対策や廃棄物対策等の環境問題に関する事務の執行について

２　監査結果

令和元年度の包括外部監査につきましては、「地球温暖化対策及び廃棄物対策等の環境問題に関する事務の執行について」をテーマに、環境生活部では、事務手続きについて 12 件の指摘と 28 件の意見をいただきました。

これらにつきましては、令和２年３月に開催された環境生活農林水産常任委員会においてお示しした対応方針どおり対策を講じ、改善を図りました。（別紙）

【参考】	・指摘	監査の結果、法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されるもの。
	・意見	監査の結果、「指摘」には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの。

令和元年度　包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
Ⅰ．包括外部監査の意見及び指摘		
（１） 地球温暖化対策の推進		
１　地球温暖化防止活動推進員の委嘱手続きについて（意見）　Ⅰ－２－①←包括外部監査報告書の指摘及び意見の番号		
面接の結果、委嘱が適切でないと判断された者がいた。要綱上、推進員の委嘱要件に規定されていない理由（高齢・緊急時の連絡に問題等）で委嘱されなかったものがあり、要綱に基づいた委嘱であったか疑問が残るため、委嘱結果と整合するよう（例えば、包括的な条項を入れるなど）要綱に明記すべきである。	意見をふまえ、三重県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱を改正し、「（５）その他、推進員として適正と認められる者。」を明記しました。	地球温暖化対策課
２　決裁文書の代決の運用について（意見）　Ⅰ－３－②		
決裁文書に決裁者である課長ではなく、代決者とされる班長の承認印がなされていたが、事案の内容が重要であると認められるとき等は代決することができないと定められた規則に反しないかを検討した過程を文書上で明らかにすべきである。	本案は問題なく代決することができる事案でしたが、意見をふまえ、今後、代決の取扱いについて留意するよう周知しました。	地球温暖化対策課
３　決裁文書の代決の運用について（意見）　Ⅰ－５－③		
（１）２と同様、決裁者ではなく、代決者の承認印のときは、代決者が問題なく代決できる事案であったことを検討した点を文書で明らかにすべきである。	（１）２の対応結果と同様です。	地球温暖化対策課
４　二重の業務委託契約の締結について（指摘）　Ⅰ－６－④		
電気自動車充電設備設置事業について、県は、Ａ社と業務委託契約を締結し、同契約には定期メンテナンスも業務委託の対象としながら、重ねて、Ｂ社と定期メンテナンスについての業務委託契約を締結していた。 このような処理は、県が、Ｂ社との関係で、本来Ａ社が負うべき業務委託契約上の責任を負う事態を生じさせかねないものであるうえ、業務委託契約の再委託を制限する規定の潜脱にもなりかねないものである。	重複していた定期メンテナンスに係る業務委託契約について、県とＡ社、Ｂ社との業務委託契約上の責任を明確にするための覚書を締結しました。	地球温暖化対策課

（２） 大気・水環境の保全

１　「大気立入検査報告書」「水質立入検査結果報告書」の記載について（意見）　Ⅱ－１－⑤			
	いずれの報告書にもチェック欄の記載がないものが発見された。チェック欄の記載が無いと異常が無かったためか、担当者が不在等の理由で確認できなかったのか、後日になれば判然としない。単なるメモではない以上、記載漏れが無いよう努めるべきである。	年度当初に実施した大気・水質担当者会議の場で、担当者あて立入検査報告書の記入方法について周知しました。また、同報告書の記載方法の標準化を図るため立入検査マニュアルを策定しました。	大気・水環境課
２　立入検査マニュアルの策定について（意見）　Ⅱ－１－⑥			
	環境省が立入検査マニュアル策定の手引きを作成、配布しており、多くの都道府県でもマニュアル策定が進んでいる。県は立入検査をベテラン職員と若手職員の２名体制で行うことにより、立入検査の実効性を図っているとのことであるが、マニュアル策定にあたり、ベテラン職員の経験的知見を盛り込めば、より継続されやすくなり、深く理解することができるので、検討すべきである。	令和２年度に、大気・水環境課と地域環境室職員によるワーキングで立入検査に必要とされる事項を検討し、立入検査マニュアルを策定しました。また、毎年度当初に担当職員を対象とした研修（オリエンテーション）にて、職員へ立入検査に関する指導を行います。	大気・水環境課
３　立入検査マニュアルの策定について（意見）　Ⅱ－４－⑦			
	（２）２の意見と同様である。	（２）２の対応結果と同様です。	大気・水環境課
４　ダイオキシン類の自主測定について（意見）　Ⅱ－５－⑧			
	ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者には、ダイオキシン類濃度を年１回以上測定し、県に報告することが義務づけられている。報告義務のある施設のうち、一部報告がなかったが、特段の罰則等はない。適正な測定と報告が行われるため、報告義務が履行されるよう対策を検討すべきである。	平成30年度に未報告の８事業者に立入検査及び文書指導を行い６事業者から測定結果の報告、廃止届出の提出がありました。未報告の事業者については、報告が行われるよう引き続き指導を行っていきます。	大気・水環境課
５　「大気立入検査報告書」「水質立入検査結果報告書」の記載について（意見）　Ⅱ－７－⑨			
	（２）１の意見と同様である。	（２）１の対応結果と同様です。	大気・水環境課
６　立入検査マニュアル策定について（意見）　Ⅱ－７－⑩			
	（２）２の意見と同様である。	（２）２の対応結果と同様です。	大気・水環境課

7　川の健康診断事業について〈1〉（意見）　Ⅱ－８－⑪		
近時、時間的な余裕がないことや、川で調査を行う事に対する安全性への懸念などから、参加に積極的な学校が減少しているとのことである。 子どもの頃から身近な自然に触れ、その大切さを学習することは、意識　向上の観点から非常に有効であり、調査に参加する意義や効果などを説明していただき、より多くの子どもが調査に参加するよう努めるべきである。	三重県環境学習情報センターでは、サポート体制が整っていることについても案内をして、小中学校が実施するみえ川の健康診断事業をサポートしていきます。	大気・水環境課
8　川の健康診断事業について〈2〉（意見）　Ⅱ－８－⑫		
河川水質マップは、県のウェブサイトには、平成27年度版までしか掲載されていないが、水質調査について広く知ってもらうため、毎年継続してウェブサイトへの掲載することが望ましい。	掲載していなかった平成28年度から平成30年度の「水生生物を指標としたみえの河川水質マップ」につきましては、県ウェブサイトに掲載しました。	大気・水環境課
9　伊勢湾におけるＣＯＤの環境基準達成率について（意見）　Ⅱ－８－⑬		
全窒素及び全燐については、ほぼ達成している状況にあるといえるものの、ＣＯＤの環境基準達成率は低下傾向すらうかがわせる。 環境基準を達成、維持していくため、引き続き、工場、事業場の排水規制に係る指導監督を行うとともに、生活排水対策を推進し、閉鎖性海域である伊勢湾については、水質総量削減計画に基づく対策を実施し、総合的な水環境改善対策を進める必要がある。	河川のＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率は平成17年度以降、90%以上で推移しており改善傾向にあります。また、海域におけるＣＯＤ（化学的酸素要求量）の環境基準達成率も、令和元年度に初めて100%となりましたが、変動が大きく、依然として夏場を中心に、海底付近の海水中の酸素の量が極端に少なくなる「貧酸素水塊」が近年も広範囲に発生しています。このことから、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた藻場・干潟・浅場再生による生物細則環境改善を含めた、総合的な水環境保全対策を進めていきます。	大気・水環境課
１０　土壌汚染に関する情報公開について（意見）　Ⅱ－１０－⑭		
事業が完了した旨の報告記事には、「関連リンク」として土壌汚染発見時の記事へのリンクが貼られているが、いくつかの事案について、当該リンクが無効になっている。 発見された汚染物質の量など、発見時の記事しか記載されていない情報もあるため、情報公開の観点から、閲覧可能な状態とすることが望まれる。	ウェブサイトで公開されている全ての情報について「関連リンク」を確認し、リンクが無効になっている箇所については、閲覧可能な状態となるよう修正しました。	大気・水環境課

１１　指名競争入札という契約方法の選定について（指摘）　Ⅱ－１１－⑮		
地盤沈下対策事業北勢地域精密水準測量業務委託において、指名競争入札によって、業務委託先が選定されていた。 「建設工事等」のうち、「建設工事」については、一般競争入札に付しているものの、それ以外の測量、調査、設計、製造については、全件、自動的に指名競争入札とされている。 しかし、法234条２項により指名競争入札は、政令で定める場合に該当する場合に限り、できるとされており、政令の規定からすると、全件、自動的に指名競争入札を選定するのは適正でない。契約ごとに、法施行令167条の場合に該当するか検討し、契約方法を選定すべきである。	令和２年度の指名競争入札では、地方自治法施行令第167条第１項第１号に該当すると、執行伺いに明確に記載しました。	大気・水環境課
１２　計画的な立入検査について（指摘）　Ⅱ－１３－⑯		
県認可の上水道事業等については、「水道立入検査要領」に基づき計画的に立入検査が実施されていたが、専用水道簡易専用水道及び小規模水道については立入検査計画が策定されておらず、変更や苦情があったときのみ立入検査が行われていた。 専用水道、簡易専用水道等についても、要領で、計画的な立入検査を規定する以上、計画的な立入検査を実施すべきである。	専用水道については、令和２年度末までに県所管の全専用水道について立入検査を実施しています。 簡易専用水道、小規模水道についても計画的に立入検査を実施していきます。	大気・水環境課
１３　検査結果の報告徴収について（意見）　Ⅱ－１３－⑰		
水道事業者等は、水質検査や健康診断を行い、その記録を作成保存しなければならないとされていて、「水道事務取扱要領」では、水質基準に適合しないときや異常があったときに報告することとされている。 水道の水質が人の健康に直結する可能性があり、異常があったときのみ設置者自らの報告を期待するあり方は十分ではない。「水道立入検査要領」と「水道事務取扱要領」の見直しを検討すべきであると考える。	「水道立入検査要領」と「水道事務取扱要領」の見直しについては、その必要性について、今年度実施した専用水道の立入検査結果及び現在確認中の他都道府県の状況等を踏まえて、令和３年度に検証する予定です。	大気・水環境課
１４　水道事業者に対する立入検査における行政指導について（意見）　Ⅱ－１３－⑱		
立入検査において、水道事業者に対して指導を行った場合、文書により通知するとともに、指導事項に対する対応方針を文書により提出することを求めているが、改善指導した事項が改善されず、再び指導をしたものがあったことから、実際に改善指導に従った改善がなされたかどうかの確認を行い、改善されないまま放置されないようにすべきである。	立入検査における指導について、意見いただいたとおり、今年度より法令違反事項の場合は、早急に改善の措置を行うよう指導し改善されるまで明確に文書で指導と確認することとし、その他指導事項の場合は、行政指導であることを明確に伝え、改善する意志の有無や具体的な改善時期を聞き取りながら確実に指導と確認することとしました。	大気・水環境課

１５　報告徴収・立入検査の件数について（意見）　Ⅱ－１５－⑲		
三重県の特定建築物に対する報告徴収・立入検査の回数は、他県と比べ相当低い。報告徴収・立入検査を計画的に行うかどうかなどの方針について、部内で定めたものはないが、三重県における報告徴収・立入検査のあり方を、あらためて関係部署と協議し、検討すべきであると考える。	建築物の衛生的環境にかかる問題が特に発生していない当県の状況を勘案すると、新たに事業者に特定建築物維持管理報告書を計画的に求めることは難しいと考えます。報告徴収については、問題が生じた場合に必要に応じて対応していきます。 令和２年４月に実施した担当者会議で、立入検査を計画的に実施するよう指示しました。	大気・水環境課
１６　浄化槽に係る補助金について（意見）　Ⅱ－１７－⑳		
県は、あらかじめ次年度の補助金の要望額を各市町に確認したうえ、補助金額を決定している。 しかし、実際の交付した補助金の額は、要望額を大きく下回って、当初予算の 55%にとどまっている。両金額が大きく乖離している状況は望ましくなく、現状に即した回答を行うよう周知を行い、指導の強化も行うべきである。	浄化槽の転換等は、個人の消費行動に左右されるため、要望額と乖離することがあり得ます。 令和２年５月に最終補正時の金額と要望額の乖離が大きい市町については、乖離した理由を確認し是正するよう指導しました。	大気・水環境課
（３）廃棄物総合対策の推進		
１　参考書籍購入時の調達方式について（指摘）　Ⅲ－１－㉑		
担当課は、業務処理の参考資料として、書籍を 11 冊購入することを計画したが、合計５万円以上となることから法施行令に従い競争入札が行われたものの、入札は不調となった。 そこで担当者は、６冊の発注と５冊の発注に分離し、５万円未満の発注で「少額物品購入」に該当するとして、電子調達システムによる競争入札を回避した。 しかし上記手法は、一定金額以上の契約について、電子調達システムによるものとした調達基準の潜脱であり、不適切といわざるを得ない。	参考書籍の購入など物品の調達にあたっては、三重県少額物品・役務等調達基準に基づいて、適切な調達事務に取り組んでいます。	廃棄物・リサイクル課

2　災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成修了要件について（指摘）　Ⅲ－３－㉒		
人材育成研修の修了要件は、３分の２以上の受講が必要とされているが、３分の２未満の出席率の受講者についても、不参加の講義ＤＶＤの視聴完了を口頭にて確認して修了認定証を授与することとされている。そのため３分の１しか受講せず、ＤＶＤ視聴完了にて修了認定証が交付されている者がいた。 しかし、本研修内容は、大規模災害発生時の対応方針に関するグループワークも大きなウエイトを占めていて、ＤＶＤを視聴するだけでは十分な研修効果があるか疑問が残る。本研修の目的及び内容の観点に照らすと、講義全体の３分の１しか参加していない者に修了認定証を授与すべきではなかった。	今後、このような研修を実施する際には、研修の修了要件を満たした場合に修了認定証を交付するなど適切に運用していきます。	廃棄物･リサイクル課
3　産廃許可取消行政処分後における調査不履行（指摘）　Ⅲ－４－㉓		
愛知県で既に産業廃棄物収集運搬業を営んでいたＡ社が、他県で許可を既に取得している場合の「先行許可」制度を利用し、三重県にも同許可を申請し、三重県でも許可を得た。その後、Ａ社代表者が廃棄物処理法違反による有罪判決を受けていたことが発覚し、愛知県での許可が取消された。 同愛知県での許可取り消しを三重県においても覚知したことから、三重県は、他府県における許可取り消しを理由としてＡ社の許可を取り消した。ただ三重県は、許可申請時に遡って許可が無効となるものではないとして、顛末調査を行っていない。 しかし、Ａ社は、三重県で許可されてから取り消されるまでの約半年間、実質的な欠格事由がある状態で、三重県内で産業廃棄物の収集運搬を行っていた可能性が高い。従って、Ａ社によって行われた県内での収集運搬の実態について、三重県側において何ら調査が行われていない点については、不適切な処理といわざるを得ない。	こうした事案の発生時には、許可取消の対象業者による処理事績等の調査・確認を行っています。	環廃棄物･リサイクル課
4　公用車フロントガラス飛び石損傷の発生機序について（意見）　Ⅲ－５－㉔		
公用車フロントガラスに、10ｍｍ程度の損傷が発生しているのが見つかったものの、公用車については、使用前後に目視点検が行われ直近の点検時には異常が発見されていなかったことから、県庁駐車場に駐車中に飛び石被害に遭ったものとして処理されている。 しかし、県庁駐車場は、道路幅は狭いうえに行き止まりとなっており、同所を走行する車両の速度はせいぜい時速20ｋｍ程度と考えられ、フロントガラスを損傷させるほどの飛び石が発生するとは考えられない。従って、本件飛び石被害は、公道を走行中に発生したものと考えられ、公用車使用前後の点検が不十分であったものと思われる。	公用車の使用時における走行前及び走行後の確実な点検の実施並びに安全運転の励行について、職員に周知し、実行しています。	廃棄物･リサイクル課

（４） 産業廃棄物の監視・指導状況

１　県保有車両に対するドライブレコーダー設置の提案（意見）　Ⅳ－１－㉕

公用車が中央線を越えた対向車両に接触され、そのまま現場を立ち去られた事故の被害を受けた事案があったものの、加害者を特定できず、被害回復をすることができなかった。 このような事故に備えて、県保有車両にドライブレコーダーを登載すれば、上記事故に限らず、交通事故発生時に加害者の特定や過失割合の確定の役割を果たすことになり、その結果公金支出を減少させる効果が期待される。近時、ドライブレコーダーの低価格化が進んでいることからも、その費用対効果は高いものと考えられるので、ドライブレコーダーの搭載を検討すべきである。	廃棄物の監視・指導課の各公用車へのドライブレコーダーの登載については、厳しい財政状況の中ですが、その必要性について検討し、未搭載の公用車４台について、ドライブレコーダーを搭載しました。	廃棄物監視・指導課

２　ドローン操縦の際の安全確認（指摘）　Ⅳ－２－㉖

県職員が廃棄物の状況確認のため、ドローンを用いて空中撮影中、操作ミスで木にドローンを衝突させ損傷させる事故を発生させた。なお、上記事故時には、１名の職員で操縦と撮影を兼務していた。 ドローンについては、それ自体の価格が高価なだけでなく、事故が発生した場合、人の生命身体に危害を加える恐れがある。従って、ドローンを用いて撮影を行う場合には、複数の人員で臨む運用を徹底されたい。	ドローンの操縦と撮影を兼務していたことにより発生した本件事故を受けて、飛行マニュアルに、撮影と操作は複数の者で対応することや様々なトラブルを想定した再発防止に必要な内容を追加し、当課の全職員に対して改正後のマニュアルの周知徹底を図るとともに、実地研修を行うことにより再発防止策を講じました。	廃棄物監視・指導課

３　ドローン活用法について（意見）　Ⅳ－２－㉗

廃棄物量の正確な把握のための測量作業は、人員や時間を要するうえ危険を伴う作業であったところ、測量システムを導入したドローンによる測量は、作業員数を削減でき、安全性も向上したとされている。 しかし、測量作業は、行政処分等の準備作業にすぎず、一刻を争うものではなく、ドローンの活用は職員の測量作業の軽減目的よりも不法投棄の未然防止や早期発見といった県民のための目的に重点をおくべきである。	ドローンによる測量作業は、不法投棄等の不適正処理や不適正保管案件の全容を迅速かつ正確に把握し、許可取消等の行政処分を含む速やかな是正指導を行ううえで、非常に重要となっています。 また、こうした作業の効率化、迅速化が、限られた人員による監視体制において、その強化を図るうえで有効であり、不法投棄の未然防止や早期発見につながっているものと考えています。	廃棄物監視・指導課

4　不法投棄禁止電柱広告の効果について（意見）　Ⅳ－２－㉘		
不法投棄禁止電柱広告により効果が期待できるとすれば、比較的悪質性の低い人物に限定されると思われる。 仮に設置するとしても、同広告の目的が高い公益性を有していること、及び山間部の電柱であるため、商用目的の競争相手がほとんど存在しないこと等に鑑み、使用料の無償（又は無償に近い低額）化を要請し、実現しなかったときは、協力いただける住民の家屋や塀等に無償で設置する等、効果に見合った費用による設置方法を検討すべきである。	電柱公告は、不法投棄が多く発生しやすい山間部を中心に設置しており、不法投棄の監視の目が山間部にも常時届いていることを示すことによる牽制効果と不法投棄発生時に速やかに通報いただく効果があるものと考えています。なお、経費面においては、設置場所が山間部であるため広告料金は比較的低額であるものの、それ以外に広告の製作費や広告のメンテナンスなどの管理費用も必要となります。令和４年度以降の継続実施について、他の有効な方法も含め検討していきます。	廃棄物監視・指導課
（５）産業廃棄物の不適正処理事案への対応		
1　指名競争入札という契約方法の選定について（指摘）　Ⅴ－１－㉙		
廃棄物適正処理 PT が発注した「公共」に区分される委託契約について、（２）１１ と同様、全件、自動的に指名競争入札という契約方法を選定するのではなく、個々の契約ごとに、法施行令第 167 条の場合に該当するかどうかを検討し、契約方法の選定をすべきである。 また、契約方法を執行伺いに記載しておかなければならない。	（２）１１の対応結果と同様です。	廃棄物適正処理 PT
2　環境生活部競争入札等審査会設定要綱について（意見）　Ⅴ－１－㉚		
環境生活部競争入札等審査会設置要綱では、物件関係契約については、明確に規定されているが、建設工事等については、「建設工事執行規則の他の定めるところにより審査する」とされているのみであり、その審査する事項、審査対象が明確でないものとなっている。 「建設工事等」における所挙事務・審査対象を明確に規定すべきである。	環境生活部競争入札等審査会設置要綱において、建設工事等における審査事項（仕様又は機種の選定や競争入札の業者選定に関すること等）を明確に規定するよう同要綱を改正しました。	廃棄物適正処理 PT
3　印紙税額の算定について（指摘）　Ⅴ－１－㉛		
代執行用地として賃借した土地の賃貸借契約書の中に、賃料の総額を契約金額として印紙税額を算定するものがあった。 賃貸借契約においては、権利金等の契約に際して相手方当事者に交付されている金員が契約金額であり、賃料は契約金額には該当しない（印紙税法基本通達第 23 条第２号）ので、同取扱いは印紙税法の解釈を誤ったものである。	賃貸借契約に係る賃料は契約金額には該当しないものとして印紙税法の規定に基づき適切に対応しました。	廃棄物適正処理 PT

4　水処理施設薬品納入単価契約（平成30年度環境修復事業、桑名市五反田事案支障除去対策事業）に係る入札に際しての入札書比較価格について（意見）　Ⅴ－１－㉜		
参考見積の聴取時には、内訳金額の合計金額の1,000円未満を切り捨てた金額で入札する旨、所定の書式に記載しているというが、それが事業者に徹底されているとは言い難い。本件においては、1,000円未満の金額切捨てをしなかったことが原因で1回目の入札が不成立となり、２回目の入札で１回目の入札価格を約10万円下回る金額での落札となった。 県による過大支出を抑えるという点からすると落札価額は低くなる方が望ましいとはいえ、それが事業者に対する周知不足を原因とするのであれば、現行の県の運用は望ましいものとはいえず、こうした原因による入札不成立を防止すべく、より事業者への周知を図るなど、対策を講じるべきである。	入札金額の千円未満切り捨てについて、仕様書に加え、入札時に提出を求める入札内訳書の様式にもその旨を表記することとし、事業者への周知徹底を図りました。	廃棄物適正処理PT
5　設計単価の算定に関して（意見）　Ⅴ－１－㉝		
委託業務の設計単価算出に際して、４社の見積もりを取得していた。しかし、実際の設計単価の計算は３社の見積もりから算出されていた。恣意性排除のため、４社の見積もりを取った以上、４社すべての見積もりに基づき設計単価を算出すべきであったと考える。	設計単価の算出にあたっては、見積りを徴取した全ての業者を対象にすることを徹底しました。	廃棄物適正処理PT
6　土地賃貸借契約の契約期間について（意見）　Ⅴ－１－㉞		
土地の賃貸借契約書は、すべて１年とする契約であった。これらの借地については、施工ヤードは工事終了まで必要であり、管理道路はこの事業が終了する令和４年度までは必要とのことであった。 もし仮に地権者が賃貸借契約の更新に応じないこととなれば、令和４年度末までに事業が完了せず、産廃特措法の支援措置が一部受けられないことにもつながりかねない。 このような影響の大きさを考慮し、土地賃貸借契約を１年毎の契約とするか長期継続契約とするかの比較検討過程と結果を文書で残しておくべきである。	契約年数の検討等の結果について、書類に記載していきます。	廃棄物適正処理PT
7　代執行事業終了後の措置について（意見）　Ⅴ－１－㉟		
代執行事業終了後に残存する施設について、県は、原因者名義の土地の従物であるため、代執行事業終了後は原因者に帰属するとの理解の元、残存する施設の維持管理については、廃棄物処理法上の区域指定を行った上で、土地の形質の変更を規制すること等を検討しているとのことであった。 しかし、上記措置としては不十分であると思われ、県における実効的な管理行為を可能にする方策を検討すべきである。	代執行終了後の事案地の管理については、法令上の考え方を踏まえつつ、それぞれの事案地の状況に応じて、有識者（弁護士）の意見も聞きながら、実効的な管理を可能にする方策を引き続き検討していきます。	廃棄物適正処理PT

８　原因者の相続への対処について（指摘）　Ｖ－１－㊱		
原因者が死亡した場合、代執行費用の求償債務は、原因者に一身専属のもので、相続人には承継されないと解されている。県は、相続人と交渉を行い合意に至った場合に限り、相続人が相続した財産から寄付を受けているとのことであった。しかし、原因者の財産から求償債務の回収が徹底されずに、多額の相続財産を残すといった事態があってはならない。 そこで、原因者に対する求償が適切になされるよう、妥当な分納額についての検証を行うとともに、原因者名義の財産に対する滞納処分を行うこと等も検討されるべきである また、原因者の生前の段階より差押えを行っておき、原因者の死亡後に国税徴収法 139 条１項を活用して、滞納処分を行う手段等、原因者の死亡後において求償権を行使するための方策も検討されるべきである。 こうした事案については、今後、適切に徴収を図ることが検討されるべきである。	原因者の財産については、預貯金調査、収入状況調査及び不動産調査等の財産調査のほか、本人への面談や聞き取りも行いながら、多額の相続財産を残すことのないよう引き続き回収可能な財産の徴収を行います。今後も国税徴収法の取扱いに準じた厳格な滞納処分を適切に行っていきます。	廃棄物適正処理 PT
９　原因者による財産処分への対処について〈１〉（指摘）　Ｖ－１－㊲		
原因者に対する行政代執行費用の求償請求が開始した後に、原因者名義の不動産を、財産分与を原因として妻名義に変更した事案があった。 原因者には目ぼしい資産がなかったことから、上記の財産分与を原因する名義変更は、過大な財産分与として詐害行為取消の対象となる可能性がある。このような原因者による不当な財産処分に対しては、適切に詐害行為取消等の主張を行い、原因者名義の財産の回復及び同財産からの回収を図るべきである。	指摘の事案は、当時（平成 14 年度）、詐害行為として当該財産分与の取り消しを行うことについて弁護士にも相談し検討した結果、当該財産分与の内容が不相当に過大であるとは言えず、取り消しは困難であると判断したものです。	廃棄物適正処理 PT
１０　原因者による財産処分への対処について〈２〉（指摘）　Ｖ－１－㊳		
原因者に対する行政代執行費用の求償請求が開始した後に、原因者名義の不動産を、時効取得を原因として妻名義に変更した事案があった。 婚姻中の妻が夫とは別個独立の占有を行っていたとは考えがたいことから、上記の時効取得を原因とする名義変更は、不実登記で　ある可能性がある。このような原因者による不当な財産処分に対しては、適切に無効登記等の主張を行い、原因者名義の財産の回復及び同財産からの回収を図るべきである。	指摘の事案は、当時（平成 14 年度）、不実登記の取消しについて弁護士にも相談し検討した結果、不実登記を明確に証明し無効登記の主張を行い、費用を徴収することは合理的でないと判断したものです。	廃棄物適正処理 PT

１１　原因者の生命保険契約について（意見）　Ⅴ－１－㊴		
代執行費用の求償が行われている事案の中に、資力が乏しいとの理由で毎月 5000 円から１万円の分納を行っている一方、毎月３万から５万円の生命保険料の支払いを行っているものがあった。 県は、原因者が死亡した場合には、相続人である親族に対して求償請求を行うことができないとの見解をとっている。そして、生命保険金は、受取人である親族固有の財産となるため、求償権行使の対象とすることができない。結局、原因者が生命保険料を支払い続けることにより、その分、求償権の対象となる財産が減少することとなる。 このように原因者の意思により求償権の対象となる財産を減じられている実態は、極めて不当であり、生命保険契約の解約を求め協議を行うこと、行政代執行法６条に基づき、滞納処分を行い、解約返戻金債権から徴収することを検討すべきである。	原因者の分納額については、平成 30 年度の月５千円から現在は月１万５千円へ増額しており、多重債務の状況や支払い能力を詳細に把握しながら指導を行っているところです。 なお、意見にある「毎月３万から５万円の生命保険料」は、多重債務状態である原因者が、債務整理を担当している弁護士に必要経費と認められている「生命保険料」と「自動車保険料」であり、今後、滞納するようなことがあれば、解約返戻金債権から徴収することを検討し債権回収を図ります。	廃棄物適正処理 PT
１２　分納誓約の額について（意見）　Ⅴ－１－㊵		
代執行費用の求償が行われている事案の中に、原因者が 500 万円から 600 万円の収入を得ながら、分納金は毎月 5000 円から１万円にすぎないものがあった。 代執行費用の求償債務については、国税滞納処分の例により徴収することができるとされており（行政代執行法６条１項）、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有するとされている（同法６条２項）。また、原因者が得ている給与については、給与所得者の所得税、市県民税、社会保険料、給与所得者と生計同一親族の最低生活費を超える額については、滞納処分の対象となり得るものとされている（国税徴収法第 76 条第１項）。 これらの点を踏まえると、上記の分納額は、低額にすぎるきらいがある。国税徴収法 76 条第１項の規定等を参照しつつ、分納額の増額についての協議を行うべきである。また、原因者と分納額についての合意を行うことができない場合には、給与等に対する滞納処分も検討されるべきである。	意見にある原因者については、代執行費用の求償債務以外の国税や地方税等の滞納も含めた多重債務状態にあり、当県への納入も含め収入の大部分をそれらの返済に充てている状況です。 原因者の分納額については、平成 30 年度の月５千円から現在は月１万５千円へ増額しており、多重債務の状況や支払い能力を詳細に把握しながら指導を行っているところです。今後も引き続き詳細な収入状況の確認を行いながら、可能な限り増額できるよう指導していきます。	廃棄物適正処理 PT

16　各種審議会等の審議状況について

（令和２年 11 月 20 日～令和３年２月 16 日）

１　三重県環境審議会

１審議会等の名称	三重県環境審議会
２開催年月日	令和２年11月24日
３委員	会　長　駒田　美弘 副会長　上田　和久 　　矢倉　政則 委　員　井川　洋子　　他22名
４諮問事項	（１）三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定について （２）三重県廃棄物処理計画の策定について
５調査審議結果	（１）三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定については、「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）策定部会」において取りまとめられた中間案の審議が行われた。 （２）三重県循環型社会形成推進計画（仮称）の策定については、「三重県廃棄物処理計画部会」において取りまとめられた中間案の審議が行われた。
６備考	次回開催日：令和３年３月15日（予定） 今後の予定：三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）および三重県循環型社会形成推進計画（仮称）の策定については、各計画の最終案の審議が行われる予定

２　三重県立図書館協議会

１審議会等の名称	三重県立図書館協議会
２開催年月日	令和２年12月25日
３委員	会　長　東福寺　一郎 副会長　林　千智 委　員　大川　暢彦　　他７名
４諮問事項	なし
５調査審議結果	令和２年度事業の取組及び令和３年度以降の取組方針について、意見交換を行った。
６備考	次回開催日：令和３年３月 10 日

３　三重県環境影響評価委員会小委員会

１審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会小委員会
２開催年月日	（１）令和３年１月18日 （２）令和３年１月30日 （３）令和３年２月１日 （４）令和３年２月８日
３委員	（１）小委員会委員長　西野　隆典　他５名 （２）、（３）小委員会委員長　塚田　森生　他８名 （４）小委員会委員長　大野　研　他７名
４諮問事項	（１）（仮称）鈴峰ホースパーク建設事業に係る簡易的環境影響評価書に対する環境の保全の見地からの意見について （２）、（３）度会・南伊勢風力発電所建設計画環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について （４）廃棄物処理センター（最終処分場）増設事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
５調査審議結果	（１）三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、現地調査と審議が行われた。 （２）、（３）環境影響評価法に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、現地調査と審議が行われた。 （４）三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、現地調査と審議が行われた。
６備考	次回開催日：令和３年３月１日

４　三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）策定部会

１審議会等の名称	三重県環境審議会　三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）策定部会
２開催年月日	令和３年２月９日
３委員	部会長　　朴　恵淑 部会長代理　立花　義裕 委　員　　井川　洋子　他７名
４諮問事項	三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定について
５調査審議結果	三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）最終案について、審議が行われた。
６備考	今後の予定：三重県環境審議会において、同計画最終案の審議が行われる予定。

５　三重県公害審査会　調停委員会

１審議会等の名称	三重県公害審査会　調停委員会
２開催年月日	（１）令和２年11月25日（第１回調停期日） （２）令和３年１月25日（第１回調停期日）
３委員	（１）調停委員長　吉田　すみ江　他２名 （２）調停委員長　石川　友裕　他２名
４諮問事項	（１）令和２年（調）第１号事件 （２）令和２年（調）第２号事件
５調査審議結果	（１）申請人および被申請人から意見の聴取を行ったが、当事者間に合意が成立する見込みがないものと認め、公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停を打ち切った。 （２）申請人及び被申請人から意見の聴取を行った。紛争解決に向け、第２回調停期日を追って調整することとした。
６備考	次回開催日：未定

６　三重県男女共同参画審議会

１審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
２開催年月日	（１）令和２年11月25日（全体会） （２）令和３年２月12日（全体会）
３委員	会　長　小川　眞里子 副会長　中嶋　豊 委　員　秋吉　しのぶ　　他15名
４諮問事項	第３次三重県男女共同参画基本計画の策定について
５調査審議結果	（１）「第３次三重県男女共同参画基本計画」（最終案）および「第３次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」（中間案）の審議が行われた。 （２）令和２年度中間評価（案）について審議が行われた。また、「第３次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」（最終案）の審議が行われた。
６備考	次回開催日：未定

7　三重県環境審議会　三重県廃棄物処理計画部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会　三重県廃棄物処理計画部会
2 開催年月日	令和３年２月11日
3 委員	部会長　　酒井　俊典 部会長代理　花嶋　温子 委　員　　小川　和之　　他12名
4 諮問事項	三重県廃棄物処理計画の策定について
5 調査審議結果	三重県循環型社会形成推進計画（仮称）案について、検討が行われた。
6 備考	今後の予定：三重県環境審議会において、三重県循環型社会形成推進計画（仮称）の最終案について審議が行われる予定。